

2 国税関係

1. 申告期限等についてのお知らせ（税務署）	368
2. 申告期限等のお知らせ（阪神・淡路大震災で被災された地域の方へ）	372
3. 法人税・消費税の申告・納付等、源泉所得税の納付等の期限の延長の取り扱いについて	373
4. 阪神・淡路大震災で被災された皆様方に心からお見舞い申し上げます。 国税の申告期限等の延長、税の軽減・免除、納税猶予等の取り扱いについて	375
5. 雑損控除の適用を受ける場合の「災害を受けた資産の明細書」（実額計算用）	376
6. 震災関係の申告に必要な書類（明石税務署）	378
7. 阪神大震災で被災された方の所得税の減免措置	379
8. 住宅、家財等に対する損害額の簡易計算（阪神・淡路大震災用）	381
9. 確定申告書の記載例	385
10. 雑損控除の計算例・確定申告書の記載例	386
11. 「住宅、家財等に対する損害額の簡易計算」の概要	387
12. 登録免許税の特例のあらまし	390
13. 阪神・淡路大震災により被災した土地などを売ったときの譲渡所得の特例のあらまし	392
14. 災害による申告、納付等の期限延長申請書	394
15. 繰越雑損失がある場合の源泉所得税の徴収猶予承認申請書	395
16. “大阪国税局からのお知らせ”「近畿税理士界」別刷資料版（平成7年2月5日）	399
17. “阪神・淡路大震災における税務上の取扱いについて” 「近畿税理士界」別刷資料版（平成7年5月15日）	401
18. “阪神・淡路大震災における税務上の取扱いについて（続）” 「近畿税理士界」別刷資料版（平成7年6月5日）	402
19. 「一部損壊」のり災証明書をもって雑損控除の申告をされるマンション居住者の方へ	403
20. 阪神大震災で被災されたサラリーマンの方へ “還付申告は、3月を過ぎても受け付けています”	404
21. 阪神・淡路大震災で被災された方へ 申告相談のご案内（広域還付センター）	406

申告期限等についてのお知らせ

税務署

このたびの阪神・淡路大震災で被災された皆様方に、心よりお見舞い申し上げます。

指定地域に納税地がある法人の申告・納付等の期限

阪神・淡路大震災の被害を受けたこと等により、国税に関する法律に基づく申告、申請、請求、届出その他書類の提出、納付又は徴収（以下「申告・納付等」といいます。）について、その期限（平成7年1月17日から5月30日までの間に到来する申告・納付等の期限については、平成7年5月31日）までに申告、納付等を行うことができないと認められる場合は、同封の「災害による申告、納付等の期限延長申請書」に申告・納付等ができるようになる日を記載し、所轄税務署長に対し申請を行うことにより、その申告・納付等の期限を延長することができます。

※ 上記の場合において、法人税及び消費税で平成7年1月17日から平成8年1月30日までの間にその期限が到来するものの申告及びこれに伴う納付について、特に甚大な被害を受けたために、あらかじめ期限延長の申請を行えないことにつき真にやむを得ない理由があると認められる場合は、平成8年1月31日までに申告し、同時に所轄税務署長に対し期限延長の申請を行ったときは、その申告及びこれに伴う納付の期限がその申告を行った日まで延長されます。

なお、源泉所得税については、このような取扱いはありません。

○ 指定地域とは、国税庁告示により次の地域となっております。

兵庫県神戸市、尼崎市、明石市、西宮市、洲本市、芦屋市、伊丹市
宝塚市、三木市、川西市、津名郡、三原郡西淡町、大阪府豊中市



ご不明な点や詳細については、税務署又は税務相談室にお尋ねください。

阪神・淡路大震災に関する税制上の特例措置

阪神・淡路大震災（以下この項で「大震災」といいます。）に関する税制上の特例措置が、次のとおり講じられました。

1 法人税・消費税関係

○ 震災損失の繰戻しによる法人税額の還付

法人の平成7年1月17日から平成8年1月16日までの間に終了する各事業年度において生じた欠損金額のうち震災損失金額がある場合には、その事業年度開始の日前1年以内に開始した事業年度（以下「比較対象事業年度」といいます。）の法人税額のうち震災損失金額に対応する部分の金額（震災損失金額の2分の1相当額が比較対象事業年度の所得金額を超える場合には、前2年以内に開始した各事業年度の法人税額のうち震災損失金額の2分の1相当額に達するまでの金額に対応する部分の金額）の還付を受けることができます。

この還付は、仮決算による中間申告時の申請においても受けることができます。

（注）上記の「震災損失金額」とは、大震災により棚卸資産、固定資産等について生じた損失に係る金額をいいます（以下において同じ。）。

○ 法人の利子・配当等に係る源泉所得税額の還付

法人の平成7年1月17日から平成8年1月16日までの間に終了する各事業年度において生じた震災損失金額がある場合には、その事業年度における利子・配当等に係る所得税額の控除限度額は、現行の控除限度額（所得税額等の控除前の法人税額）に震災損失金額相当額を加算した金額とし、その事業年度の法人税額から控除しきれなかった利子・配当等に係る所得税額については、還付を受けることができます。

この還付は、仮決算による中間申告時においても受けることができます。

○ 法人税及び消費税の中間申告に係る特例

国税通則法の規定に基づく申告期限の延長により、法人税及び消費税の中間申告書の提出期限が確定申告書の提出期限と同一の日となる場合には、その中間申告書の提出は要しません。

○ 消費税の届出書の提出に係る特例

大震災により被害を受けたため、次の届出書を提出することができなかった場合には、延長された申告期限までに届出書を提出すれば、本来の提出時期までに提出されたものとみなされます。

・ 課税事業者選択（不適用）届出書 ・ 簡易課税制度選択（不適用）届出書

○ その他

- | | |
|----------------------|----------------------------|
| (1) 被災者向け優良賃貸住宅の割増償却 | (4) 特定の資産の買換えの場合の課税の特例 |
| (2) 被災代替資産等の特別償却 | (5) 買換え特例に係る買換え資産の取得期間等の延長 |
| (3) 土地譲渡所得課税の特例 | (6) 指定寄附金制度の活用 |

2 源泉所得税関係

○ 大震災により住宅が居住の用に供せなくなった場合の住宅取得等特別控除の適用の特例

住宅取得等特別控除の対象となっている住宅が、大震災により居住の用に供することができなくなった場合においては、6年の控除期間のうち残存期間について、住宅取得等特別控除の適用を受けることができます。

○ 財形住宅貯蓄等の要件に該当しない払出しをした場合の課税の特例

勤労者財産形成住宅（年金）貯蓄につき、要件に該当しないこととなる払出しが平成7年1月17日から平成8年1月16日までの間に行われた場合に、その払出しが大震災により被害を受けたことに伴うものであるときは、税務署長の確認を受けることにより、利子、収益の分配又は差益については課税対象とはせず、非課税貯蓄としての払出しを認めるとともに、そ及課税も適用されません。

なお、払出しの際、所得税を徴収されたもののうち一定のものについては、徴収された所得税額の還付を受けることができます。

○ 給与所得者等が住宅資金の貸付けを受けた場合の課税の特例

大震災により自己の住宅が滅失又は損壊した給与所得者等が、住宅の取得等に要する資金に充てるため、平成7年1月17日から平成8年12月31日までの間に使用者等からその資金の貸付けを使用者である地位に基づいて無利息又は低い金利で受けた場合等の経済的利益については、所得税が課税されません。

- 最低資本金を満たすまでの利益等の資本組入れに係るみなし配当の非課税措置等の適用期限の延長

商法等における最低資本金に関する経過措置の特例が延長されたのに併せて、利益の資本組入れに係るみなし配当の所得税の非課税措置等の適用期限が平成9年3月31日まで1年間延長されました。

3 印紙税関係

- 消費貸借に関する契約書に係る印紙税の特例

政府系金融機関又は地方公共団体等が大震災により被害を受けた者を対象として行う住宅資金、設備資金、運転資金等の特別貸付けに関して作成される消費貸借に関する契約書のうち、平成7年1月17日から平成10年3月31日までの間に作成されるものについては、印紙税が課税されません。

阪神・淡路大震災に関する諸費用の法人税の取扱い

阪神・淡路大震災（以下この項で「災害」といいます。）に関して法人が支出する諸費用の取扱いのうち主なものは次のとおりです。

- 災害損失特別勘定

災害により損壊等をした棚卸資産及び固定資産（以下「被災資産」といいます。）の修繕等のために災害のあった日から1年以内に支出すると見込まれる費用については、その適正な見積額を、災害のあった日の属する事業年度において災害損失特別勘定として経理し、損金の額に算入することができます。

- 復旧費用

被災資産の被害前の効用を維持するための補強工事等に要した費用は、現行の取扱いにかかわらず、修繕費としてその全額を損金の額に算入することができます。

- 損壊した賃借資産等に係る補修費用

賃借人である法人が補修義務のない賃借建物等について原状回復のための補修を行った場合には、その補修費用について、修繕費としてその全額を損金の額に算入することができます。

また、法人が補修義務のない販売又は賃貸をした資産について補修をした場合も、同様に取り扱われます。

- 従業員に対して支出した災害見舞金

災害を受けた自己の役員又は使用人に一定の基準で支給した災害見舞金品で、その金額が社会通念上相当であるものは、福利厚生費としてその全額を損金の額に算入することができます。

また、法人が自己の役員や使用人と同等の事情にある専属下請先の役員又は使用人や特約店のセールスマンに対して支給する災害見舞金品についても、同様に取り扱われます。

納税の猶予及び源泉所得税の徴収猶予又は還付

1 納税の猶予

財産に被害を受けたため税金を一時に納付することができない法人は、その申請により、原則として、1年以内の期間を限度として、法人税、法人の消費税及び源泉所得税などの国税について納税の猶予を受けることができます。

2 源泉所得税の徴収猶予又は還付

住宅・家財に損害を受けた給与所得者等は、災害減免法の規定により、給与などに対する源泉所得税の徴収猶予又は還付を受けることができます。

なお、災害減免法の改正及び臨時特例法の施行により、次の措置が図られました。

- 災害減免法の改正により、合計所得金額が1,000万円以下（改正前 600万円以下）の給与所得者等が、この徴収猶予又は還付の適用を受けることができます。

- 臨時特例法の施行により、所得税の雑損控除や災害減免法による源泉所得税の減免措置を選択により平成8年分の確定申告において適用できます。

なお、繰越雑損失がある場合には、平成7年分以降3年以内の各年において、徴収猶予限度額まで源泉所得税の徴収猶予を受けることができます。

税金電話相談（タックスアンサー）もご利用ください

災害に関するさまざまな税の疑問にコンピュータがお答えします。

《 タックスアンサーコード表 》

コード番号	項 目
	【申告・納期限の延長】
8 0 0 0	・ 阪神・淡路大震災に係る申告、納付等の期限延長
8 0 0 1	・ 災害による期限の延長
	【災害を受けた時の納税の猶予等の取扱い】
8 0 0 2	・ 災害を受けたときの納税の猶予
8 0 0 3	・ サラリーマン、公的年金受給者が災害を受けたときの源泉所得税の徴収 猶予及び還付
8 0 0 8	・ 災害を受けた酒類、たばこ、揮発油などに対する救済措置
	【災害減免による軽減免除について】
8 0 0 4	・ 災害を受けたときの所得税の軽減免除
	【その他の取扱い】
8 0 1 1	・ 阪神・淡路大震災に係る義援金等の募金団体に対する確認手続の簡素化 について
8 0 1 2	・ 阪神・淡路大震災に関する費用等の法人税の取扱いについて
8 0 1 5	・ 所得税関係の阪神・淡路大震災への税制上の対応について
8 0 1 6	・ 法人税関係の阪神・淡路大震災への税制上の対応について
8 0 1 7	・ 特別償却関係の阪神・淡路大震災への税制上の対応について
8 0 1 8	・ 特定資産等の買換えの特例関係の阪神・淡路大震災への税制上の対応に ついて
8 0 1 9	・ 土地譲渡所得課税の特例関係の阪神・淡路大震災への税制上の対応につ いて
8 0 2 2	・ 印紙税・消費税関係の阪神・淡路大震災への税制上の対応について

○ これ以外にも、多数の項目について掲載した「タックスアンサーコード表」を税務署に用意しておりますので、ご利用ください。

☎ タ ッ ク ス ア ン サ ー の 電 話 番 号

・大 阪 06(946)2222 ・京 都 075(441)6677 ・神 戸 078(321)1144
・奈 良 0742(23)2299 ・和 歌 山 0734(22)6677 ・大 津 0775(23)3322

《 利 用 の 仕 方 》

1 最寄りのタックスアンサーに電話をかけると案内が流れますので、その案内にしたがってコード番号をダイヤルするとわかりやすく解説します。

2 大阪、神戸及び和歌山のタックスアンサーでは、回答内容や「コード表」をファックスによって取り出すことができます。

※ 案内の最初で、「音声での回答」か「ファクシミリでの回答」かを選択することになっていきますので、「ファクシミリでの回答」の「1」を選択してください。

* 利用時間は、毎日6時から24時までです。日曜・祝日などの休日にもご利用できます。

阪神・淡路大震災で被災された地域の方へ

申告期限等のお知らせ

○ 指定地域に納税地のある方の申告・納付などの期限

【指定地域】

兵庫県神戸市、尼崎市、明石市、西宮市、洲本市、芦屋市、
伊丹市、宝塚市、三木市、川西市、津名郡津名町、淡路町、
北淡町、一宮町、東浦町、五色町、三原郡西淡町、
大阪府豊中市

(被災され相当の期間、平成6年分の申告等ができない方は、次の日までに)
申告等をしていただければよいこととしています。

申告所得税 平成8年3月15日

個人の消費税 平成8年4月1日

(その他の方は、次の日を期限とすることとしています。)

申告所得税・個人の消費税 平成7年5月31日

(次の日を期限とすることとしています。)

法人税等 平成7年5月31日

法人税等とは、法人税、法人の消費税、源泉所得税、相続
税、贈与税、酒税、法定調書の提出等をいいます。

ただし、被災されたことにより、平成7年5月31日までに
申告等ができない事情がある場合は、個別に税務署に申請
して、期限延長の措置を受けることができます。

○ 指定地域以外に納税地がある方で被災された方の申告・ 納付などの期限

☆ 指定地域以外に納税地がある個人又は法人で、被災された
ことにより期限までに申告等ができない事情がある場合には、
個別に税務署に申請して期限延長の措置を受けることができ
ます。

被災された方等の

申告所得税の還付申告を受付中です。

※ 詳しくは、最寄りの税務署・税務相談室にお尋ねください。

大阪国税局・税務署

(表面)

平成7年1月
税 務 署

法人税・消費税の申告・納付等の期限の延長の取扱いについて 源泉所得税の納付等

阪神大震災により被害を受けたため、国税に関する法律に基づく申告、申請、請求、届出その他書類の提出、納付又は徴収（以下「申告、納付等」といいます。）に関する期限までにこれらの行為をすることができないときは、次により、災害がやんだ日から2か月以内に限り、その期限が延長されます。

1 地域指定による延長

次の地域内に納税地がある納税者については、特に申請を行わなくても平成7年1月17日以後に到来する申告、納付等の期限は、追って定める日まで延長されます。

【指定地域（平成7年1月25日現在）】

兵庫県神戸市、尼崎市、明石市、西宮市、洲本市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、
三木市、川西市、津名郡、三原郡西淡町、大阪府豊中市

(注) この延長は、指定地域内に納税地のある納税者に限られますから、たとえ指定地域内に事業所等を有する場合であっても、指定地域外に納税地のある納税者については、地域指定による期限の延長の適用はありません。

なお、その事業所等が被害を受け、そのため申告、納付等を行うことが事実上不可能であるような場合には、2の個別指定により期限の延長ができます。

(例) 指定された地域がX市の場合

納税者	納税地	事業所等	指定方法	申請手続
A	X 市	Y 市	地域指定	不 要
B	Y 市	X 市	個別指定	必 要

(説明)

納税者Aについては納税地が指定地域内であるので、申告、納付等の期限が延長されます。

納税者Bについては事業所等が指定地域内であっても納税地が指定地域外のため、申告、納付等の期限延長を行う場合には、Y市を管轄する税務署長の個別指定が必要となります。

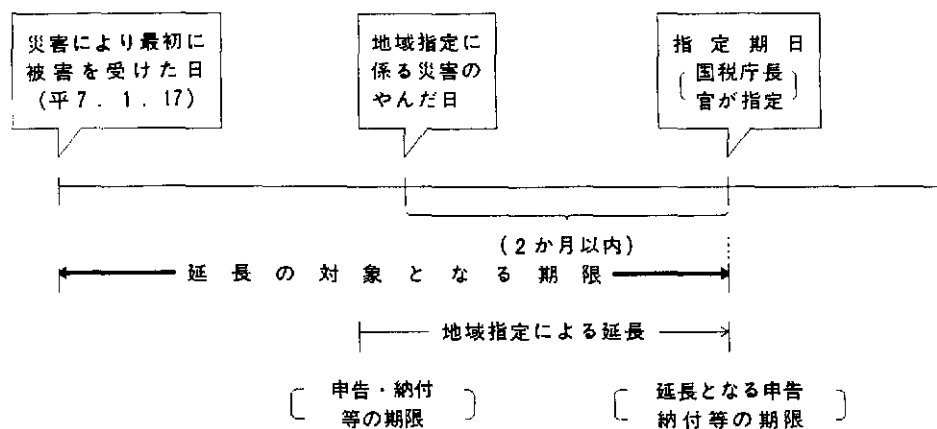
2 個別指定による延長

1の指定地域外に納税地がある納税者については、阪神大震災により期限までに申告、納付等ができないと認められる場合に限り、納税地の税務署長に対して所定の申請をし、承認を受けた場合には、平成7年1月17日以後に到来する申告・納付等の期限は、指定された日まで延長されます。

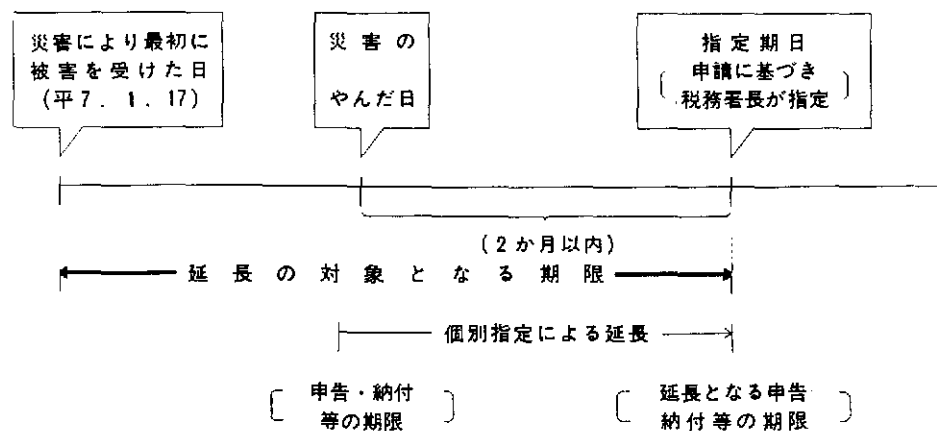
(裏面)

延長となる申告・納付等の期限

【地域指定による延長】



【個別指定による延長】



(注) 地域指定及び個別指定による延長については、たばこ税、揮発油税、航空機燃料税、石油ガス税などについても適用があります。

☆ ご不明の点や詳細については、お気軽に最寄りの税務署又は税務相談室にお尋ねください。

平成 7 年 1 月
阪神大震災で被災された皆様方に
心からお見舞い申し上げます。

大阪国税局・税務署

今回の地震災害によって被害を受けられた方については、次のような国税の申告期限等の延長、軽減・免除、納税の猶予等を受けることができます。

申告、納付などの期限の延長

➤ 指定地域の方の場合

平成 7 年 1 月 25 日、兵庫県神戸市、尼崎市、明石市、西宮市、洲本市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、三木市、川西市、津名郡、三原郡西淡町、大阪府豊中市が国税通則法の規定による災害地域に指定されました。指定された地域に納税地がある個人又は法人は、特別の申請を行わなくても 1 月 17 日以降に到来する申告・申請・納付期限等が延長されます。なお、延長期限は、決定次第お知らせいたします。

➤ 指定地域以外の方の場合
なお、指定された地域以外に納税地がある個人又は法人でも、指定された地域と同様の被害を受けられた場合は、所轄の税務署長に申請して、指定された地域と同様に申告・申請・納付期限等の延長を受けることができます。

所得税の軽減・免除

- 1 住宅、家財などの損害額、又は、災害関連支出が一定金額を超えた方は、雑損控除として、その超えた額が課税対象から控除されます。
- 2 住宅や家財の半分以上に損害を受け、しかも所得金額が、一定金額以下の方は、災害減免法の規定により所得金額に応じて、所得税が全額免除あるいは一部軽減されます。
(この減免措置は、平成 7 年分の所得税について適用されますが、今後特別措置が講じられ、
た場合は、決定次第お知らせします。)

相続税・贈与税の軽減・免除

- 1 災害が申告期限前の場合
相続又は贈与により取得した財産が被害を受けた場合には、課税価格の計算に際し、災害減免法の規定によりそれらの財産の価額から被害を受けた部分の価額が控除されます。
- 2 災害が申告期限後の場合
相続又は贈与により取得した財産が被害を受けた場合には、災害のあった日以後に納付すべき相続税額・贈与税額（延納中又は徴収猶予中の税額等に限り、滞納中の税額は除きます。）が、災害減免法の規定により被害の程度に応じて免除されます。

源泉所得税の徴収猶予又は還付の申請

住宅・家財に損害を受けた方は、災害減免法の規定により、給与などに対する源泉所得税の徴収猶予や還付が受けられます。

納税の猶予の申請

財産に被害を受けたため税金を一時に納付することができない方は、その申請により 1 年以内（事情によっては更に 1 年）の範囲で納税の猶予が受けられます。

被災酒類等の救済措置

酒類又はたばこ若しくは揮発油（以下「酒類等」という。）の製造者の方又は販売業者の方が販売のために所持している酒類等が、災害により亡失等した場合には、被災酒類等の所持者の方からの申請に基づき、酒税又はたばこ税若しくは揮発油税の税相当額について災害減免法による救済措置が受けられます。

☆ ご不明の点や詳細については、お気軽に最寄りの税務署又は税務相談室にお尋ね下さい。

神戸税務署 ☎078-391-7161	伊丹税務署 ☎0727-79-6121	税務相談室 ☎0798-23-0089
神港税務署 ☎078-861-5054	尼崎税務署 ☎06-416-1381	西宮分室 ☎078-917-0030
灘税務署 ☎078-731-4333	石田税務署 ☎078-912-2012	明石分室 ☎0727-53-2195
豊田税務署 ☎078-576-5131	三木税務署 ☎0794-82-0501	大阪国税局 ☎06-945-0030
西宮税務署 ☎078-691-5151	洲本税務署 ☎0799-24-1212	
宮屋税務署 ☎0798-34-3930	三洲税務署 ☎0727-51-2441	
西屋税務署 ☎0797-31-2131	神戸分室 ☎078-391-3000	

税務署長

住所又は
居所

災害を受けた資産の明細書

氏 名

印

災害を受けた 年 月 日		平成 年 月 日		被災の原因						
被災 状 況	被災財産の区分	① 被災直前における価額の合計額	② 損害額の合計額	③ 保険金・損害賠償金等で補てんされた金額	④ 差引損害額(②-③)	損害割合 $(\frac{④}{①})$				
	住 宅									
	家 財									
	事業用固定資産									
被 害 状 況 の 内 訳	① 被災直前に所有していたもの			② ①のうち被災後残存するもの			③ 除去費等の付随費用	④ 損害額 (①-②+③)	被災の程度	摘 要
	被害財産の区分	品名又は構造	目数	単価	価額	目数	単価	価額		

① この明細書は、災害を受けた直後にその被災状況をあらかじめ税務署に届け出ようとする場合や確定申告の際に災害による雑損控除を受けようとする場合又は災害減免法の規定による所得税の減免を受けようとする場合に使用してください。

② 書きかたについては、裏面をお読みください。

(所総 409)

(裏面)

書 き か た

この明細書は、次により書いてください。

- 1 雑損控除を受けようとする人は、損害を受けた資産（かな卸資産、事業の用に供する固定資産、事業に係る種別資産及び山林並びに生活に通常必要でない資産以外の資産をいいます。）全部について書いてください。
- 2 災害減免法による所得税の減免を受けようとする人は、住宅及び家財だけについて書いてください。
- 3 各欄の書きかたについては、次に注意してください。
 - (1) 「被災の原因」欄
この欄には、災害の区分を水害、火災などのように書き入れてください。
 - (2) 「被災状況」欄
この欄には、まず、次の(3)「被災状況の内訳」欄で、個々の損害などを計算した上、次により書き入れてください。
なお、「住宅」、「家財」、「事業用固定資産」以外の資産、例えば、自家、住居とは別むねとなっている店舗や事務所、別荘などの資産については、「事業用固定資産」欄の下空欄に書き入れてください。
イ 「① 被災直前における価額の合計額」欄及び「② 損害額の合計額」欄には、次の(3)「被災状況の内訳」欄の「① 被災直前に所有していたもの」欄及び「④ 損害額（①－②＋③）」欄からその被災財産の区分（住宅、家財等の区分）ごとの合計額を書き入れてください。
ロ 「③ 保険金、損害賠償金等受領した金額」欄には、保険金や損害賠償金などの支払を受けるものがある場合に、その支払を受ける金額がその対象となった被災財産の区分ごとに判明するときは、その被災財産の区分ごとに、被災財産の区分ごとに判明しないときは、被災財産の被害額等により配分したところにより書き入れてください。
なお、その明細（支払者ごとの名称、支払を受ける金額、保険の契約金額など）については、この用紙の右余白に書くか、又は適宜の別紙に書いて添付してください。
 - (3) 「被災状況の内訳」欄
この欄には、損害を受けた資産について、できるだけ細分して、次により書き入れてください。
イ 「① 被災直前に所有していたもの」欄の「被災財産の区分」欄には、被災財産の区分を、住宅、家財、事業用固定資産などのように書き入れてください。
ロ 「② ①のうち被災後存在するもの」欄には、災害により資産が滅失したもののについては、「リ」と書き入れてください。
ハ 「③ 除去費等の付随費用」欄には、災害により滅失、損壊した資産の除去等の費用や災害のやんだ日の翌日から1年以内に支出した復旧費等災害に関連した付随費用を書き入れてください。
ニ 「① 被災直前に所有していたもの」欄及び「② ①のうち被災後存在するもの」欄の「単価」欄及び「価額」欄には、被災財産が次の場合には次により書き入れてください。
 (イ) 住宅、家財、その他雑損控除の対象となる資産に損害を受けた場合
住宅や家財などの損失時の時価で計算します。
 (ロ) 事業用資産に損害を受けた場合
原則として、たな卸資産や事業用固定資産などの取得価額を基として計算します。
 (ハ) 生活に通常必要でない資産に損害を受けた場合
原則として資産の取得価額を基として計算します。
 ホ 「被災の程度」欄には、例えば、全焼、半焼、流出又は倒壊などを書き入れてください。
 ヘ 「摘要」欄には、被害を受けた資産の所在地（場所）が住所と異なるものについてはその資産の所在地（場所）など参考となる事項を書き入れてください。

*** 震災関係の申告に必要な書類 ***

- 平成 7 年分確定申告書
(あらかじめ、住所・氏名・還付金振込口座について記入しておいて下さい。)
 - 災害を受けた資産の明細書
(あらかじめ、家財について損害の明細を記入しておいて下さい。)
 - 修繕に係る見積書及び領収書
 - サラリーマンの方は 7 年分源泉徴収票 (原本)
 - 印鑑
- ※ 被害が大きく「簡易な計算書」により損害額を計算する場合は、必ず税務署でご相談下さい。 (この場合、被害にあった住宅の建築年や床面積が確認できる書類 (登記簿の謄本や権利書など) が必要となります。)

(表面)

阪神大震災で被災された方の所得税の減免措置

大阪国税局
税務署

【災害減免法の特例】

今回の大震災により住宅又は家財について甚大な被害を受けたときは、平成6年分の所得税について、災害減免法（災害被害者に対する租税の減免・徴収猶予等に関する法律）による軽減免除の適用を受けることができる特例が設けられました。

㉠ 特例が受けられる方

この特例が受けられるのは、次のいずれにも当てはまる方です。

- ① 今回の大震災により被害を受けた住宅又は家財の損害額が、その住宅又は家財の価額の2分の1以上であること
- ② 平成6年分の所得金額が1,000万円以下で、所得税額があること
- ③ 雑損控除の特例を受けないこと

㉡ 軽減免除される平成6年分の所得税額

①	所得金額が500万円以下の方	⇒ 全 額 免 除
②	所得金額が500万円を超え 750万円以下の方	⇒ 2分の1の軽減
③	所得金額が750万円を超え 1,000万円以下の方	⇒ 4分の1の軽減

㉢ 特例を受けるための手続

この特例を受けるためには、平成6年分の確定申告書に、次の事項を記載する必要があります。

- ① この特例を受ける旨
- ② 被害の状況
- ③ 損害金額

※ 損害金額の計算が困難な方は、簡易な方法でも計算できます。

還付申告は、3月を過ぎても受け付けています

【雑損控除の特例】

今回の大震災により住宅や家財等の資産について損失が生じたときは、平成6年分の所得において、その損失を所得税法による雑損控除の適用対象とすることができる特例が設けられました。

◎ 特例が受けられる方

この特例が受けられるのは、次のいずれにも当てはまる方です。

- ① 今回の大震災により住宅や家財などの生活に通常必要な資産の損害を受けたこと
- ② 災害減免法の特例を受けないこと

◎ 雑損控除の対象となる金額

次のいずれが多い方の金額（雑損失の金額）です。

①	差引損失額－所得金額×10%
②	差引損失額のうち災害関連支出の金額－5万円

※ 差引損失額の計算が困難な方は、簡易な方法でも計算できます。

◎ 特例を受けるための手続

この特例を受けるためには、平成6年分の確定申告書に、次の事項を記載する必要があります。

- ① この特例を受ける旨
- ② 雑損控除に関する事項

【被災事業用資産の損失の必要経費算入の特例】

今回の大震災により事業用の固定資産等について損失が生じたときは、その損失の金額を平成6年分の事業所得等の金額の計算上、必要経費に算入することができる特例が設けられました。

◎ 特例が受けられる方

この特例が受けられるのは、今回の大地震により事業用の固定資産等に損害を受けた方です。

還付申告は、3月を過ぎても受け付けています

P. 1

住宅、家財等に対する損害額の簡易計算

【 阪 神 ・ 淡 路 大 震 災 用 】

大阪国税局
税務署

この度の阪神・淡路大震災により被害を受けた住宅又は家財等の損害額の計算については、被害のあった時の時価（その資産が被害を受ける直前の価額）を基礎として個々に計算することとなっていますが、損害を受けた資産について個々に損害額を計算することが困難な場合には、便宜、次のような方法により損害額を計算していただいてよいことにしています。

なお、保険金、共済金及び損害賠償金等で補てんされる金額がある場合には、その金額を差し引いた後の金額が損害額となります。

1 住宅に対する損害額の計算

住宅に対する損害額は、被害を受けた住宅の構造（木造、鉄筋コンクリート造等）及び建築時期により、「住宅の時価額簡易表」（別表1）の1㎡当たりの時価額に延床面積数（事業用部分を除きます。）及び「被害割合表」（別表2）の住宅の被害割合を乗じた金額とします。

$$\text{1㎡当たりの時価額} \times \text{延床面積数} \times \text{被害割合} \\ \text{（別表1）} \qquad \qquad \qquad \text{（別表2）}$$

2 家財に対する損害額の計算

家財に対する損害額は、次の①と②の合計額を算出し、それに「被害割合表」（別表2）の家財の被害割合を乗じた金額とします。

なお、アパートやマンション等を借りておられる方で、その住宅が全損等の被害を受けた場合においても、同様な方法により家財の損害額を算出します。

また、生計を一にする親族の中に所得者が2人以上いる場合で、その家財の所有関係が明確に区分することができないときには、それぞれの総所得金額の合計額を算出し、その総所得金額の合計額を基として計算した損失額を各所得者ごとの所得の比であん分した金額をそれぞれの者の家財の損害額とします。

（注）1 平成6年分の総所得金額は、譲渡所得の金額及び一時所得の金額を含めずに算出し、阪神・淡路大震災による損失額を差し引く前の金額です。

2 事業専従者の方は、一般の給与所得者と同様に取り扱います。

① 「平成6年分の総所得金額」に応ずる家財の額

平成6年分の総所得金額（1,000万円を限度とします。）に、50%を乗じた金額とします。

（注） 総所得金額が1,000万円を超える方については、個別に計算していただくこともできますので、詳しくは最寄りの税務署にお問い合わせください。

② 「生計を一にする同居親族の数（本人を含みます。）」に応ずる家財の額

大人（平7.1.17現在、18歳以上の者）1人につき1,000,000円、小人1人につき600,000円で計算します。

（注） 単身赴任等で家族と別居し赴任先で被害に遭われた場合、税法上の控除対象配偶者又は扶養親族を有する方でも、同居親族は本人のみとしてください。

$$\text{①で算出した金額} + \text{②で算出した金額} \times \text{被害割合（別表2）}$$

7. 2

3 自家用自動車に対する損害額の計算

自家用自動車に対する損害額は、通常、生活に必要な自家用自動車に限り、取得価額に「自家用自動車の時価率表」（別表3）の時価率を乗じた金額から、処分（見込）価額等を差し引いた金額とします。

$$\text{自家用自動車の取得価額} \times \text{時価率（別表3）} - \text{処分（見込）価額等}$$

別表 1

【住宅の時価額簡易表】

(1㎡当たり)

建 築 時 期	木 造	鉄 骨 鉄 筋 コンクリート造	鉄 筋 コンクリート造	鉄 骨 造	コンクリート ブロック造
年	千円	千円	千円	千円	千円
平 2 ～ 平 6	175	329	258	201	156
昭 60 ～ 平 元	158	316	248	190	148
昭 55 ～ 昭 59	141	303	238	178	140
昭 50 ～ 昭 54	124	290	228	166	132
昭 45 ～ 昭 49	107	278	218	154	124
昭 40 ～ 昭 44	90	265	208	143	116
昭 39 以 前	73	252	198	131	108

別表 2

【被害割合表】

	住 宅	家 財		摘 要
		火災要因	地震要因	
全 損	% 100	% 100	% 100	被害住宅の残存部分に補修を加えても、再び住宅として使用できないもの。
全損に準 ずるもの	70	100	70	主要構造部の損害額が、その建物の時価の50%以上であるか、焼失または崩壊部分の面積が70%以上に達した程度のもので、残存部分を補修すれば再び使用できるもの。
半 損	50	100	50	主要構造部の損害額が、その建物の時価の20%以上50%未満であるか、焼失または崩壊部分の面積が20%以上70%未満であり、残存部分を補修すれば再び使用できるもの。
一部破損	20	100	20	主要構造部の損害額が、その建物の時価の20%未満であるもの。

(注) 「主要構造部」とは、軸組、基礎、屋根、外壁等をいいます。

別表 3

【自家用自動車の時価率表】

保 有 期 間	1 年 未 満	1 年 以 上 2 年 未 満	2 年 以 上 3 年 未 満	3 年 以 上 4 年 未 満	4 年 以 上
時 価 率	0.9	0.8	0.7	0.6	0.5

※ ご不明な点や詳細については、最寄りの税務署か税務相談室にお尋ねください。

P.3

災害を受けた住宅、家財等の損害額の計算書

災害年月日	・ ・	住宅の構造等	木造・鉄骨鉄筋・鉄筋・鉄骨造・コンクリート造	居宅・店舗等併用	持家・賃貸
購入（建築）年月日	・ ・	購入（建築）価額	千円	自動車	種（cc）
住宅の被害状況	全壊・半壊・全焼・半焼・その他（ ）			取得時期	円
家財の被害状況	たんす（和・洋・整）、 （主たる） 、電化製品（主たる）、 （主たる） 、その他（主たる）				

氏 名							
住 宅 損 害 額	1㎡当たりの時価額（簡易表1）	①	【※ 住宅の時価額簡易表については、別表1を参照】				円
	住 宅 の 延 床 面 積	②					㎡
	住 宅 の 時 価 額（①×②）	③					円
	損 害 額（③×被害割合）	④	【※ 被害割合については、別表2を参照】				円
	保険金・共済金・損害賠償金などで補てんされた金額	⑤					円
	差引損害額（④－⑤）	⑥					円
	住 宅 の 持 分 割 合	⑦	%	%	%	%	
	各 人 の 損 害 額（⑥×⑦）	⑧	円	円	円	円	
	※ 損 害 割 合（⑧÷（③×⑦））	⑨	%	%	%	%	
家 財 損 害 額	平成6年分の総所得金額	⑩	円	円	円	円	
	各 人 の ⑩ の 合 計 額	⑪					円
	各 人 の 割 合（⑩÷⑪）	⑫	%	%	%	%	
	家 財 の 評 価 額 （⑩×50%）+（100万円× $\frac{\text{評 価 額}}{\text{大 人}}$ +60万円× $\frac{\text{小 人}}{\text{大 人}}$ ）	⑬	（「⑩×50%」の金額は計算上は当たり、⑩の金額は1,000万円を限度とする。）				円
	損 害 額（⑬×被害割合）	⑭	【※ 被害割合については、別表2を参照】				円
	保険金・共済金・損害賠償金などで補てんされた金額	⑮					円
	差引損害額（⑭－⑮）	⑯					円
	各 人 の 損 害 額（⑯×⑫）	⑰	円	円	円	円	
	※ 損 害 割 合 （⑰÷⑬）÷（⑬×⑫）+⑭	⑱	%	%	%	%	
自家用自動車の損害額	取得価額× <u> </u> （時価率）	⑲	円	円	円	円	
	保険金・共済金・損害賠償金などで補てんされた金額	⑳	円	円	円	円	
	処分（見込）価額又は下取（見込）価額	㉑	円	円	円	円	
	損 害 額（⑲－㉑－㉒）	㉒	円	円	円	円	
損害額の合計（⑧＋⑰＋㉒）		㉓	外 円	外 円	外 円	外 円	

- （注）1 太線内は、損害金額を算出する必ず項目ですので、可能な限り項目の数値を確認して申告してください。
2 ⑨又は⑱の損害割合が50%以上の方は、雑損控除と災害減免のどちらが有利な方を選択できます。
3 災害関連支出がある場合には、㉒欄に外書きしてください。

災害減免法と所得税法（雑損控除）の相違点

地震、火災、風水害などの災害によって、住宅や家財などに損害を受けたときは、確定申告で「災害減免法」に定める税金の軽減免除による方法、「所得税法」に定める雑損控除の方法のどちらか有利な方法を選ぶことによって、所得税の全部、又は一部を軽減することができます。

	災 害 減 免 法	所 得 税 法（雑 損 控 除）
損失の発生原因	災害による損失に限られます。	災害、盗難、横領による損失が対象となります。
対象となる資産の範囲等	損害額が住宅又は家財の 1/2 以上であることが必要です。	生活に通常必要な資産に限られます。 (たな卸資産や事業用の固定資産、生活に通常必要でない資産は除かれます。)
控除額の計算 又は 所得税の軽減額	その年の 所得金額 (給与の収入) 所得税の 軽減額 500 万円以下 (677 万円以下) 500 ～ 750 (677 ～ 955) 750 ～ 1,000 (955 ～ 1,220) 全額免除 1 / 2 の軽減 1 / 4 の軽減	控除額は次の①と②のうちいずれか多い方の金額です。 ①差引損失額－所得金額の10分の1 ②差引損失額のうち災害関連支出の金額－5万円 (注) ①差引損失額 ＝損害金額－保険金などによって補てんされる金額 ②災害関連支出 災害により滅失した住宅、家財を除去するための費用など
参 考 事 項	- 原則として損害を受けた年分の所得金額が 1,000 万円以下の人に限ります。 「損失額の明細書」を確定申告書に添付することが必要です。	- 災害等に関連してやむを得ない支出をした金額についての領収書を確定申告書に添付するか、確定申告書を提出する際に提示することが必要です。 - 損失額が大きくて、その年の所得金額から控除しきれない金額は、翌年以後 3 年間に繰り越して各年の所得金額から控除できます。

(注) 生活に通常必要でない資産とは、別荘や競走馬、1 個又は 1 組の価額が 30 万円を超える貴金属、書画、骨とう等をいい、これらの資産についての災害による損失は雑損控除の対象とはなりません。が、平成 7 年か平成 8 年に譲渡所得があれば、その所得から控除できます。

確定申告書の記載例

＜平成6年分の所得税の確定申告書（一般用）を使用します。＞

平成6年分 個人所得の源泉徴収票

氏名	田中太郎
生年月日	昭和35年1月1日
住所	東京都中央区千代田1-1-1
勤務先	大和証券株式会社
給与	2,000,000円
源泉徴収額	100,000円

（確定申告書二面）

確定申告書二面

所得の種類	所得の金額	所得の種類	所得の金額
1 給与所得	2,000,000円	10 雑所得	100,000円
2 退職所得	0円	11 雑所得	0円
3 不動産所得	0円	12 雑所得	0円
4 事業所得	0円	13 雑所得	0円
5 山林所得	0円	14 雑所得	0円
6 雑所得	0円	15 雑所得	0円

（確定申告書一面）

確定申告書一面

① 所得の種類と所得の金額

所得の種類	所得の金額
1 給与所得	2,000,000円
2 退職所得	0円
3 不動産所得	0円
4 事業所得	0円
5 山林所得	0円
6 雑所得	0円

源泉徴収票

氏名	田中太郎
生年月日	昭和35年1月1日
住所	東京都中央区千代田1-1-1
勤務先	大和証券株式会社
給与	2,000,000円
源泉徴収額	100,000円

② 所得の金額と所得の種類

所得の種類	所得の金額
1 給与所得	2,000,000円
2 退職所得	0円
3 不動産所得	0円
4 事業所得	0円
5 山林所得	0円
6 雑所得	0円

③ 所得の金額と所得の種類

所得の種類	所得の金額
1 給与所得	2,000,000円
2 退職所得	0円
3 不動産所得	0円
4 事業所得	0円
5 山林所得	0円
6 雑所得	0円

④ 所得の金額と所得の種類

所得の種類	所得の金額
1 給与所得	2,000,000円
2 退職所得	0円
3 不動産所得	0円
4 事業所得	0円
5 山林所得	0円
6 雑所得	0円

⑤ 所得の金額と所得の種類

所得の種類	所得の金額
1 給与所得	2,000,000円
2 退職所得	0円
3 不動産所得	0円
4 事業所得	0円
5 山林所得	0円
6 雑所得	0円

⑥ 所得の金額と所得の種類

所得の種類	所得の金額
1 給与所得	2,000,000円
2 退職所得	0円
3 不動産所得	0円
4 事業所得	0円
5 山林所得	0円
6 雑所得	0円

⑦ 所得の金額と所得の種類

所得の種類	所得の金額
1 給与所得	2,000,000円
2 退職所得	0円
3 不動産所得	0円
4 事業所得	0円
5 山林所得	0円
6 雑所得	0円

（左面）

申告書裏の方の振込銀行口座番号を記入してください。

記載されている方は、源泉徴収の住所番号、郵便物の送付先を記入してください。

押印してください。

P.1

「住宅、家財等に対する損害額の簡易計算」の概要

1 住宅に対する損害額の計算

住宅に対する損害額は、被害を受けた住宅の構造及び建築時期により、「住宅の時価額簡易表」（別表1）の1㎡当たりの時価額に延床面積数（事業用部分を除く。）及び「被害割合表」（別表2）の住宅の被害割合を乗じた金額とする。

$$1 \text{ ㎡ 当たりの時価額 (別表 1)} \times \text{延床面積数} \times \text{被害割合 (別表 2)}$$

（注）保険金、共済金及び損害賠償金等で補てんされる金額がある場合には、その金額を差し引いた後の金額が損害額となる（以下同じ。）。

2 家財に対する損害額の計算

- (1) 家財に対する損害額は、①「平成6年分の総所得金額（1,000万円を限度。）」に応ずる家財の額と②「生計を一にする同居親族の数（本人を含む。）」に応ずる家財の額との合計額を算出し、それに「被害割合表」（別表2）の家財の被害割合を乗じた金額とする。
- (2) 生計を一にする親族の中に所得者が2人以上いる場合で、その家財の所有関係が明確に区分することができないときには、それぞれの総所得金額の合計額を算出し、その総所得金額の合計額を基として計算した損失額を各所得者ごとの所得の比であん分した金額をそれぞれの者の家財の損害額とする。

$$\left\{ \begin{array}{l} \text{平成6年分の} \\ \text{総所得金額} \end{array} \right\} \times 50\% + \text{本人・同居親族の数} \times \left\{ \begin{array}{l} \text{大人1人 100万円} \\ \text{小人1人 60万円} \end{array} \right\} \\ \times \text{被害割合 (別表 2)}$$

（注）1 「平成6年分の総所得金額」とは、譲渡所得の金額及び一時所得の金額を含めずに算出し、阪神・淡路大震災による損失額を差し引く前の金額をいう。
2 「大人」とは、平成7年1月17日現在で18歳以上の者をいう。

3 自家用自動車に対する損害額の計算

自家用自動車に対する損害額は、通常、生活に必要な自家用自動車に限り、取得価額に「自家用自動車の時価率表」（別表3）の時価率を乗じた金額から、処分（見込）価額等を差し引いた金額とする。

$$\left\{ \begin{array}{l} \text{自家用自動車} \\ \text{の取得価額} \end{array} \right\} \times \text{時価率 (別表 3)} - \text{処分 (見込) 価額等}$$

○ 時価の被害割合算定表

各項目の割合を合計して、その総合計が被害割合となる。

1 木造建築物

木造建築物については、軸組（小屋組・内壁を含む。）、基礎、屋根、外壁の被害程度を以下の算定表により、被害割合を算出する。

主要構造部	被害の程度	被害割合		主要構造部	被害の程度	被害割合	
		平屋	2階			平屋	2階
軸組 (小屋組・内壁を含む) 損傷柱本数 総柱本数	5%以下	10%	12%	屋根 屋根の葺替 え面積 全屋根面積	10%以下	3%	2%
	5%超10%以下	15	18		10%超20%以下	5	4
	10%超20%以下	24	28		20%超30%以下	8	6
	20%超30%以下	30	36		30%超50%以下	10	8
	30%超40%以下	35	41		50%超	13	10
	40%超	100					
基礎 損傷布コンクリート長さ 外周の長さ	10%以下	3	3	外壁 損傷外壁面積 全外壁面積	20%以下	3	4
	10%超20%以下	5	5		20%超30%以下	4	6
	20%超30%以下	7	6		30%超50%以下	6	9
	30%超50%以下	8	7		50%超70%以下	8	12
	50%超	100			70%超	10	15

(注) 被害割合欄の「平屋」は平屋建てを、「2階」は2階建以上を示す。

【設 例】

2階建の木造住宅の被害状況が、総柱本数12本のうち4本、外壁が4面のうち1面が損壊し、屋根瓦が全て落下した場合

軸組(41%) + 屋根(10%) + 外壁(6%) = 主要構造部の被害割合 57% …………… 全 損

2 非木造建築物

非木造建築物については、木造建築物の被害割合算定表に以下の算定表の割合を加算して判定する。

なお、加算に当たっては、沈下、傾斜の高い割合を加算する。

被害の程度		被害割合	被害の程度		被害割合
沈下 (沈下とは、建物が地表面より相対的に沈み込むことをいう。)	20cm以下	5%	傾斜 (傾斜とは、沈下を伴う傾斜をいう。 (0.01=1°))	0.01以下	5%
	20cm超30cm以下	15		0.01超0.02以下	15
	30cm超40cm以下	25		0.02超0.03以下	25
	40cm超50cm以下	30		0.03超0.04以下	35
	50cm超60cm以下	35		0.04超0.05以下	45
	60cm超80cm以下	40		0.05超	50
	80cm超100cm以下	45			
	100cm超	50			

【設 例】

鉄筋コンクリート造のマシヨンの被害状況が、建物が地表面より50cm沈下した場合

沈下(30%) = 主要構造部の被害割合 30% …………… 半 損

P.3

別表1 住宅の時価額簡易表(1㎡当たり)

(千円)

建築時期	木 造	鉄骨鉄筋 コンクリート造	鉄 筋 コンクリート造	鉄 骨 造	コンクリート ブロック造
平成2～平成6	175	329	258	201	156
昭和60～平成元	158	316	248	190	148
昭和55～昭和59	141	303	238	178	140
昭和50～昭和54	124	290	228	166	132
昭和45～昭和49	107	278	218	154	124
昭和40～昭和44	90	265	208	143	116
昭和39以前	73	252	198	131	108

別表2 被害割合表

(%)

	住宅	家 財		摘 要
		火災 要因	地震 要因	
全 損	100	100	100	被害住宅の残存部分に補修を加えても、再び住宅として使用できないもの
全損に準 ずるもの	70	100	70	主要構造部の損害額が、その建物の時価の50%以上であるか、焼失または崩壊部分の面積が70%以上に達した程度のもので、残存部分を補修すれば再び使用できるもの
半 損	50	100	50	主要構造部の損害額が、その建物の時価の20%以上50%未満であるか、焼失または崩壊部分の面積が20%以上70%未満であり、残存部分を補修すれば再び使用できるもの
一部破損	20	100	20	主要構造部の損害額が、その建物の時価の20%未満であるもの

(注)「主要構造部」とは、軸組、基礎、屋根、外壁等をいう。

別表3 自家用自動車の時価率表

保有期間	1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上 4年未満	4年以上
時 価 率	0.9	0.8	0.7	0.6	0.5

(表面)

阪神・淡路大震災により被災した建物に代わる建物を取得する場合の

登録免許税の特例のあらまし

税務署・法務局

「阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律」の一部が改正され、阪神・淡路大震災で被災した建物に代わる建物の保存・移転登記などを受ける場合に登録免許税を免税とする特例が設けられました。

1 所有権の保存登記等の免税

阪神・淡路大震災（以下「大震災」といいます。）により住宅、工場又は事務所等の建物に被害を受けた方が新築又は取得をした建物で一定のものの所有権の保存又は移転の登記で、平成7年4月1日から平成12年3月31日までの間に行うものについては、登録免許税が免税とされます。

(1) 免税対象者

- ① 大震災により所有する建物に被害を受けた個人又は法人（以下「建物被災者」といいます。）で、建物に被害を受けた者であることについての当該建物の所在地の市町村長の証明書（以下「建物被災証明書」といいます。）の交付を受けた者
- ② 建物被災者である個人が死亡している場合におけるその相続人（建物被災者が建物被災証明書の交付を受ける前に死亡しているときは、その相続人が建物被災証明書の交付を受ける必要があります。）
- ③ 建物被災者である法人が合併により消滅した場合における当該合併に係る合併法人（建物被災者が建物被災証明書の交付を受ける前に合併により消滅しているときは、その合併法人が建物被災証明書の交付を受ける必要があります。）

(2) 免税対象建物

- ① 災害救助法適用地域（大震災に際し災害救助法が適用された市町村の区域をいいます。）内に所在する建物
- ② 災害救助法適用地域外に所在する建物で、個人が新築又は取得をした住宅用の建物（登記簿の表題部に記載された主たる建物の種類が居宅、寄宿舍又は共同住宅（これらの種類に類するもの及びこれらの種類とこれら以外の種類がともに記載されているものを含みます。）とされているものをいいます。）
- ③ 災害救助法適用地域外に所在する建物（②の個人の住宅用の建物を除きます。）で、大震災により滅失した建物又は損壊したため取り壊した建物に代わるものとして新築又は取得をするものであることにつき、その者が行う事業のうち主たるものを所管する主務大臣の証明を受けたもの

（注）1 建物の所有権移転登記の場合、その登記原因は売買以外のものであっても免税となります。

2 土地の登記については免税措置の対象とはなりません。

3 大震災に際し災害救助法が適用された市町村とは、次の15市10町をいいます。

神戸市、尼崎市、明石市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、川西市、三木市、洲本市、
豊中市、大阪市、池田市、吹田市、箕面市、津名郡津名町、淡路町、北淡町、一宮町、
五色町、東浦町、三原郡西淡町、三原町、緑町、南淡町

(裏面)

(3) 免税手続き

免税措置の適用を受けるためには、登記の申請書に、建物被災証明書を添付しなければなりません。
また、上記②③の建物については、建物被災証明書のほか、登記を受ける建物が被災した建物に代替するものである旨を証する主務大臣の証明書を添付する必要があります。
なお、建物被災者の相続人又は合併法人が免税措置の適用を受けようとする場合には、上記の証明書のほか、その相続人の戸籍謄本又はその合併法人の登記簿謄本など免税対象者に該当することを証する書類を添付する必要があります。

(4) 証明書の交付申請

- ① 「建物被災証明書」とは、建物被災者の氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地並びに当該建物の所在地の記載があるものをいい、被災した建物の所在地の市町村に交付申請を行います。
- ② 災害救助法適用地域外に所在する建物（個人の住宅用の建物以外のもの）で被災した建物に代替するものである旨を証する「主務大臣の証明」は、建物被災者が行う事業のうち主たるものを所管する省庁に、建物被災証明書の写し及び登記を受ける建物の詳細を明らかにする書類を添付して、交付申請を行います（具体的な申請先の主なものは次表のとおりです。）。

所管省庁名	業 種 (申 請 先)
厚生省	飲食店、理容業、洗濯業、旅館業（登録ホテル・旅館を除きます。） 〔厚生省生活衛生局指導課 東京都千代田区霞が関1-2-2 TEL03-3503-1711〕 病院・診療所（同省健康政策局指導課） 薬局、薬店（同省薬務局企画課） 医薬品等製造業・卸売一般販売業〔同省薬務局経済課〕
農林水産省	食料品製造、飲食物品卸売・小売、飼料・天然肥料製造、製材・合板等製造 〔近畿農政局生産流通部企業流通課 京都市上京区西洞院通り下長者町下ル TEL075-451-9161〕
運輸省	運輸業、倉庫業、自動車整備業、造船・船用工業、旅行業、登録ホテル・旅館 〔海事関係 神戸海運監理部総務部総務課 神戸市中央区波止場町1-1 神戸第2地方合同庁舎 TEL078-321-3141〕 〔海事以外 近畿運輸局総務部総務課 大阪市中央区大手前4-1-76 大阪合同庁舎4号館 TEL06-949-6404〕
建設省	建設業、建築士事務所、宅地建物取引業等 〔被災建物の所在地を管轄する府県の建設業、建築士事務所、宅地建物取引業等の担当部局〕 測量業等その他の建設省関連業 〔建設省官房政策課税制担当 東京都千代田区霞が関2-1-3 TEL03-3580-4311〕
通商産業省	上記以外の製造業、流通業、その他の事業 〔近畿通産局商工部商工課 大阪市中央区大手前1-5-44 TEL06-941-9251〕

2 抵当権の設定の登記の免税

上記1の所有権の保存登記等の免税の特例の適用を受ける建物の新築又は取得のための資金の貸付け（貸付けに係る債務の保証を含みます。）が行われるとき又は賦払の方法によりその対価の支払が行われるときにおけるその貸付けに係る債権（当該保証に係る求償権を含みます。）又はその賦払金に係る債権を担保するために受ける当該建物を目的とする抵当権の設定の登記については、当該建物の所有権の保存又は移転の登記と同時に受けるものに限り、登録免許税が免税とされます。

◎ 詳しくは、最寄りの法務局又は税務署の資産税担当部門若しくは税務相談室にお尋ねください。

(表面)

阪神・淡路大震災により被災した土地などを売ったときの

譲渡所得の特例のあらまし

税 務 署

「阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律」の一部が改正され、阪神・淡路大震災で被災した土地を売ったときなどの譲渡所得について、次の特例が設けられました。

1 事業用資産の買換えの特例

- 次表に該当する事業用資産の買換え（平成7年1月17日から平成12年3月31までの間に譲渡資産を譲渡し、平成7年1月17日以後に買換資産を取得する場合に限ります。）については、一定の要件の下で、課税を繰り延べる買換えの特例が受けられます。

	譲 渡 資 産	買 換 資 産	課 税 繰 延 割 合
①	被災区域である土地等又はこれらとともに譲渡をする建物若しくは構築物	国内にある土地等又は建物その他の減価償却資産	100 % [平10.4.1以降の買換えは80%]
②	被災区域外の区域にある土地等、建物又は構築物	被災区域である土地等又はその土地の区域内にある建物その他の減価償却資産	100 % [平10.4.1以降の買換えは80%] 買換資産が既成都市区域内（自己の所有に係る土地等の区域を除きます）にある土地等又は減価償却資産である場合は、80%（平10.4.1以降の買換えは60%）

(注) 1 「被災区域」とは、阪神・淡路大震災により滅失（通常の修繕によっては現状回復が困難な損壊を含みます。）をした建物等の敷地及び当該建物等と一体的に事業の用に供される附属施設の用に供されていた土地の区域をいいます。

2 「既成都市区域」とは、近畿圏整備法第2条第3項に規定する既成都市区域をいいます。

2 買換資産の取得期間等の延長の特例

- 買換えの特例等に係る買換資産の取得期間の延長の特例
居住用財産の買換えや事業用資産の買換え等の特例に係る買換資産を平成7年1月17日から平成7年12月31日までに取得することを予定していたが、阪神・淡路大震災に起因するやむを得ない事情により、その予定期間内に取得をすることが困難となった場合には、一定の要件の下で、2年の範囲内で取得期間の延長が認められます。
- 確定優良住宅地等予定地のための譲渡の特例期間の延長の特例
平成7年12月31日までに優良住宅地等のための譲渡に該当することが確実であるとして軽減税率の特例の適用対象とされた事業について、阪神・淡路大震災に起因するやむを得ない事情により、その特例期間内に開発許可等を受けることが困難となった場合には、一定の要件の下で、2年の範囲内で特例期間の延長が認められます。

(裏面)

3 復興事業のための譲渡所得の特別控除等の特例

- 特定被災市街地復興推進地域等内で施行される土地区画整理事業・第2種市街地再開発事業などのために土地等を譲渡した場合には、次に掲げる譲渡所得の特例が設けられています。

特 例 の 内 容	特 例 が 適 用 さ れ る 場 合
1. 収用代替の特例 又は 5,000万円控除 の特例 〔選択適用〕	(1) 特定被災市街地復興推進地域において地方公共団体又は住宅・都市整備公団が施行する減価補償金を交付すべきこととなる被災市街地復興土地区画整理事業の施行区域内の土地等が、公共施設の整備改善に関する事業の用に供するためにこれらの者（土地開発公社を含みます。）に買い取られる場合 (2) 特定住宅被災市町村の区域において地方公共団体又は住宅・都市整備公団が施行する第2種市街地再開発事業の施行区域内の土地等が、その第2種市街地再開発事業の用に供するためにこれらの者（土地開発公社を含みます。）に買い取られる場合 〔注〕 1 「特定被災市街地復興推進地域」とは、阪神・淡路大震災により被害を受けた市街地の土地の区域として被災市街地復興特別措置法第5条第1項の規定により都市計画に定められた被災市街地復興推進地域をいいます。 2 「特定住宅被災市町村」とは、神戸市、尼崎市、明石市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、川西市、豊中市、津名郡津名町、北淡町、一宮町、五色町、東浦町の9市5町をいいます。 、淡路町、三原郡馬場町、大阪市の10市7町をいいます。
2. 被災市街地復興土地区画整理事業による換地処分に伴い代替住宅等を取得した場合の課税の繰延べの特例	特定被災市街地復興推進地域内の土地等につき被災市街地復興土地区画整理事業が施行され、次に掲げる場合に該当するとき イ 宅地の一部について換地不交付の申出をし、交付される清算金に代えてその宅地についての換地に事業施行者が建設する住宅を取得する場合 ロ 宅地の全部について換地不交付の申出をし、交付される清算金に代えて事業施行者が施行地区外に建設する住宅及びその敷地等を取得する場合
3. 2,000万円控除の特例	特定住宅被災市町村の区域内の土地等が、平成7年4月1日から平成9年3月31日までの間に、復旧事業の用に供する等のために地方公共団体、住宅・都市整備公団、地域振興整備公団、地方住宅供給公社、地方道路公社又は土地開発公社に買い取られる場合
4. 1,500万円控除の特例	(1) 特定被災市街地復興推進地域内において建築行為等の許可がなされない土地が、被災市街地復興特別措置法の買取りの申出に基づき都道府県知事等に買い取られる場合 (2) 特定被災市街地復興推進地域内の土地等につき被災市街地復興土地区画整理事業が施行され、当該土地等に係る換地処分により換地計画に定められた公営住宅等の用地に供するための保留地の対価を取得する場合
5. 優良住宅地等のための譲渡の場合の軽減税率の特例	長期保有の土地等が、住宅・都市整備公団が施行する次に掲げる事業の用に供するために土地開発公社に買い取られる場合 (1) 特定被災市街地復興推進地域内における被災市街地復興土地区画整理事業 (2) 特定住宅被災市町村の区域内における第2種市街地再開発事業

- ◎ 詳しくは最寄りの税務署の資産税担当部門又は税務相談室におたずねください。

平成____年____月____日

税 務 署 長 殿

申請者 住 所 (〒)
(所在地) _____
(電話) _____

氏 名 _____ 印
(名 称)

災害による申告、納付等の期限延長申請書

自平成____年____月____日 の _____ により被害を受けましたので、下記のと
至平成____年____月____日

おり、申告、納付等の期限の延長を申請します。

記

申 請 内 容			※ 処 理
期 限 の 種 類	法 定 期 限	申 請 期 限	
	平成 年 月 日	平成 年 月 日	
	年 月 日	年 月 日	
	年 月 日	年 月 日	
	年 月 日	年 月 日	
被 災 状 況	参 考 事 項		

- (注) 1 この延長申請書は、原則として災害のやんだ日から1か月以内に申請してください。
2 ※印の欄の記入は要しません。

※ 決 議	署 長	副 署 長	総務課長、統括官	担 当 者	※ 決 議	平成 年 月 日
					※ 通 知	平成 年 月 日 第 号・口頭・()

P.1

(表面)

(税務署整理欄)

写し交付年月日	番 号	



繰越雑損失がある場合の源泉所得 税の徴収猶予承認申請書

税務署長 殿

住 所 _____

フリガナ
氏 名 _____ 印

平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日提出

電話番号 (_____)

次の者から支払を受ける平成 ____ 年分の給与等・公的年金等・報酬等に対する源泉所得税について、徴収猶予を受けたいので申請します。

支払者の 名称又は氏名	支払を受ける場所	給 与 等 ・ 公的年金等 ・ 報酬等の別	本年分の収入 金額の見積額	徴収猶予を受ける 限度額又は猶予期間
			円	

この写しは、交付を申し出た者から提出された申請書の正本と
相違のないことを証明します。

平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日

税 務 署 長 印

- ◎ 給与等・公的年金等・報酬等の支払者は、この写しの提出を受けた場合、上の申請について税務署長から承認又は却下の通知があるまでの間は、この写しの提出の日の翌日を徴収猶予開始の日として、同日以後支払う給与等・公的年金等・報酬等について源泉所得税を徴収する必要はありません。

書 き か た

- 1 この申請書は、繰越雑損失の金額があるため、給与等・公的年金等・報酬等の源泉所得税の徴収猶予を申請する場合に使用するものです。
- 2 この申請書の写しは、納税地の所轄税務署長の証明を受けてから、給与等・公的年金等・報酬等の支払者に提出してください。
- 3 この徴収猶予は、所得者1人について3か所以内の支払者から受ける給与等・公的年金等・報酬等についてだけ受けることができます。したがって、1人で4か所以上から支払を受けている人は、そのうちから3か所以内の支払者を選択してください。

なお、給与等の支払を2か所以上から受けるときは、そのうち主たる給与（「給与所得者の扶養控除等申告書」の提出先から受ける給与）の支払者を、必ずこの徴収猶予を受ける支払者に含めなければならないことになっています。
- 4 「支払を受ける場所」欄には、支払者の事務所・営業所等の所在地を書いてください。
- 5 「徴収猶予を受ける限度額又は猶予期間」欄には、別紙（「徴収猶予を受ける限度額又は猶予期間の計算書」で計算した限度額（⑩、⑪、⑫及び⑬）と猶予期間（⑭）をそれぞれ移記してください。

P.3

(表面)

(別 紙)

徴収猶予を受ける限度額又は猶予期間の計算書

(この計算書の「本年分」、「前年分」などの年分は、徴収猶予を受けようとする年分を「本年分」とし、以下これを基準として定めています。)

1 前年分の所得金額

所得の種類	種 目	支払者の名称・氏名 又は所得の生ずる場所	収入金額	給与所得控除額・公的年金等控除額・必要経費	所得金額
給 与			円	円	円
合 計					①

(注) 「所得金額」欄には、分離課税の譲渡所得については、特別控除前の金額を記入してください。

2 前年に受けた災害による損失額

損害の原因	損害年月日	損害を受けた資産の種類など	損害金額	保険金などで補てんされる金額	差引損失額
			円	円	②

3 前年分に繰り越された繰越雑損失の金額 (前々年以前3年間に災害を受けた人で災害を受けた年分以後引続き申告書を提出している人に限ります。)

前々年の災害に係る繰越雑損失の金額	前々々年の災害に係る繰越雑損失の金額	前々々々年の災害に係る繰越雑損失の金額
④	⑤	⑥

4 本年分に繰り越される繰越雑損失の金額 (③の金額が0か赤字の人は、この徴収猶予を受けることはできません。)

(1) 前年分に繰り越された雑損失の金額のない場合 (上記3の金額がない場合)

$$\left\{ \begin{array}{l} \text{②差引損失額} - \text{①} \times 10\% \\ \text{②のうち災害関連支出の金額} - 5 \text{万円} \end{array} \right\} \text{円 と } \text{②のうち災害関連支出の金額} - 5 \text{万円} \text{円 とのいずれか多い方の金額} \\ - (\text{①} - \text{分離譲渡の特別控除額}) = \text{③} \text{円}$$

(注) 差し引く順序については、確定申告書(損失申告用)の書きかたを参照してください。

(2) 前年分に繰り越された雑損失の金額がある場合 (上記3の金額がある場合) で前年分に災害による損失額がないとき

イ ④又は⑤の金額がある場合で⑥の金額がないとき

$$(\text{④} + \text{⑤}) - \text{①} = \text{③} \text{円}$$

ロ ④又は⑤の金額のほか⑥の金額もある場合

$$(\text{④} + \text{⑤}) - (\text{①} - \text{⑥}) = \text{③} \text{円}$$

(赤字のときは0)

(3) 前年分に繰り越された雑損失の金額がある場合 (上記3の金額がある場合) で前年分に災害による損失額があるとき

イ ④又は⑤の金額がある場合で⑥の金額がなく、「④+⑤」の金額が①より大きいとき

$$\text{②} + \{ (\text{④} + \text{⑤}) - \text{①} \} = \text{③} \text{円}$$

ロ ④又は⑤の金額がある場合で⑥の金額がなく、「④+⑤」の金額が①より少ないとき

$$\text{①} - (\text{④} + \text{⑤}) = \text{③} \text{円}$$

$$\left\{ \begin{array}{l} \text{②差引損失額} - \text{③} \times 10\% \\ \text{②のうち災害関連支出の金額} - 5 \text{万円} \end{array} \right\} \text{円 と } \text{②のうち災害関連支出の金額} - 5 \text{万円} \text{円 とのいずれか多い方の金額} \\ - (\text{③} - \text{分離譲渡の特別控除額}) = \text{③} \text{円}$$

ハ ④又は⑤の金額のほか⑥の金額もある場合で、「④+⑤+⑥」の金額が①より大きいとき

$$\text{①} - \text{⑥} = \text{③} \text{円 (赤字のときは0)}$$

$$\text{②} + (\text{④} + \text{⑤} - \text{③}) = \text{③} \text{円}$$

ニ ④又は⑤の金額のほか⑥の金額もある場合で、「④+⑤+⑥」の金額が①より少ないとき

$$\text{①} - (\text{④} + \text{⑤} + \text{⑥}) = \text{③} \text{円}$$

$$\left\{ \begin{array}{l} \text{②差引損失額} - \text{③} \times 10\% \\ \text{②のうち災害関連支出の金額} - 5 \text{万円} \end{array} \right\} \text{円 と } \text{②のうち災害関連支出の金額} - 5 \text{万円} \text{円 とのいずれか多い方の金額} \\ - (\text{③} - \text{分離譲渡の特別控除額}) = \text{③} \text{円}$$

5 本年分の給与等及び公的年金等の収入金額の見積額に应ずる給与所得控除額及び公的年金等控除額の計算

徴収猶予を受けようとする給与等及び公的年金等の支払者の名称・氏名	左の者から受ける本年分の収入金額の見積額	左の収入金額の見積額の合計額に应ずる給与所得控除額及び公的年金等控除額
給与等		⑤給与所得控除額
日雇給与	④	⑥給与所得控除額
公的年金等		⑦公的年金等控除額

(注) 日雇給与については、「徴収猶予を受けようとする給与等及び公的年金等の支払者の名称・氏名」欄は記入する必要はありません。

6 徴収猶予限度額の計算の基礎となる配分額の合計額

	③の金額	⑤の金額	障害者・老年者・寡婦 寡夫・勤労学生控除額	配偶者控除額 配偶者特別控除額	扶養控除額 人	基礎控除額	計
給与・年金・報酬	円	円	円	円	円	円	⑧円
日雇給与							⑨

7 徴収猶予限度額の計算 (2以上の給与等・公的年金等・報酬等から徴収猶予を受けようとする場合には、各給与等の収入金額、公的年金等又は報酬等の範囲内で徴収猶予限度額を配分してください。)

所得の種類	本年分の収入金額 の見積額	配分額	倍率	徴収猶予限度額
給与等	円	円	1.0	⑩円
公的年金等			1.0	⑪
一般の報酬			1.5	⑫
社会保険診療報酬			3.5	⑬

イ 徴収猶予を給与等、公的年金等又は報酬等のうちの1つからのみ受ける場合は、⑤の金額をその該当する所得の配分額欄に移記してください。

ロ 徴収猶予を給与等、公的年金等又は報酬等のうちの2以上から受ける場合は、⑧の金額を徴収猶予を受けようとする所得の本年分の収入金額の見積額の範囲内でそれぞれ配分し、その該当する所得の配分額欄に移記してください。

8 徴収猶予期間の計算 (これらの欄は、徴収猶予を日雇給与から受ける人が計算する欄です。)

本年分の日雇給与の収入金額 (④の金額)	左の収入金額に対する給与 所得控除額 (⑥の金額)	差引金額 (⑤ - ⑥)	1か月平均給与の額 ① × 1/12
⑭円	⑮円	⑯円	⑰円

⑨の金額 円 ÷ ⑰の金額 = ⑱ か月 (1月未満の端数は切り上げてください。)

(注) この計算した期間が、実際に徴収猶予を開始する月からその年の12月までの月数より多くなるときは、その12月までの月数が限度となります。

は、直接所得者の納税義務が生ずる。この所轄税務署に提出したさい。

申請書の提出時期

申請書を受けるところが

早く提出してください

1000

祝日などの休日

から24時までです。

○ 利用時期は
にも利用でき

1

○ 利用時間は毎日6時から24時までです。日曜・祝日などの休日にも利用できます。

[illegible]

の所轄警察廳に提出した。この結果、
① 鹽田松及び朝陽郡の
ものには、直接所轄警察廳に提出し、
餘地の所轄警察廳に提出するものはない。
② 中津市の提出を延期するものはない。
③ 順取直を受けるものは、申請書
であるが、申請書に「前記の如きもの
に於て、前記の如きものがある」とある
に於て、前記の如きものがあることを
示すべく提出して、
④ 確定申告については、
順取直又は後述の如きものがあることを
示すべく提出して、
⑤ 確定申告の提出を延期するものはない。
⑥ 確定申告の提出を延期するものはない。
⑦ 確定申告の提出を延期するものはない。
⑧ 確定申告の提出を延期するものはない。
⑨ 確定申告の提出を延期するものはない。
⑩ 確定申告の提出を延期するものはない。
⑪ 確定申告の提出を延期するものはない。
⑫ 確定申告の提出を延期するものはない。
⑬ 確定申告の提出を延期するものはない。
⑭ 確定申告の提出を延期するものはない。
⑮ 確定申告の提出を延期するものはない。
⑯ 確定申告の提出を延期するものはない。
⑰ 確定申告の提出を延期するものはない。
⑱ 確定申告の提出を延期するものはない。
⑲ 確定申告の提出を延期するものはない。
⑳ 確定申告の提出を延期するものはない。
㉑ 確定申告の提出を延期するものはない。
㉒ 確定申告の提出を延期するものはない。
㉓ 確定申告の提出を延期するものはない。
㉔ 確定申告の提出を延期するものはない。
㉕ 確定申告の提出を延期するものはない。
㉖ 確定申告の提出を延期するものはない。
㉗ 確定申告の提出を延期するものはない。
㉘ 確定申告の提出を延期するものはない。
㉙ 確定申告の提出を延期するものはない。
㉚ 確定申告の提出を延期するものはない。
㉛ 確定申告の提出を延期するものはない。
㉜ 確定申告の提出を延期するものはない。
㉝ 確定申告の提出を延期するものはない。
㉞ 確定申告の提出を延期するものはない。
㉟ 確定申告の提出を延期するものはない。
㊱ 確定申告の提出を延期するものはない。
㊲ 確定申告の提出を延期するものはない。
㊳ 確定申告の提出を延期するものはない。
㊴ 確定申告の提出を延期するものはない。
㊵ 確定申告の提出を延期するものはない。
㊶ 確定申告の提出を延期するものはない。
㊷ 確定申告の提出を延期するものはない。
㊸ 確定申告の提出を延期するものはない。
㊹ 確定申告の提出を延期するものはない。
㊺ 確定申告の提出を延期するものはない。
㊻ 確定申告の提出を延期するものはない。
㊼ 確定申告の提出を延期するものはない。
㊽ 確定申告の提出を延期するものはない。
㊾ 確定申告の提出を延期するものはない。
㊿ 確定申告の提出を延期するものはない。

阪神・淡路大震災における
税務上の取扱いについて

401

阪神・淡路大震災における
税務上の取扱いについて(続)

波神・波崎皇親の傍聴上の取扱いについて、委員間に疑義の出ている問題が、閣下にて、過日、大塚内閣局長に照会された。その略答に於ける問題点を、本紙に三頁半七・五・五の割合でお知らせいたしますが、所傳閣下等については掲載できませんので、この点をお知照いたします。前書同様、業務の進捗にお便立て頂ければ幸いです。

[illegible]

邊の被官對金の利益において、例へば「一兩配助」に「半兩」とされ、貯蓄に用ゐられては、幾部分の儲蓄を、でも再住宅として使用できない場合などは、現存に即し「一兩」として扱つてしまふが、

が住宅資金の月を受け、な場合にも、低利等による経済的利益は非調税扱いとなり、

この結果、措置法施行令六条六項「借入金」等が無利と見なすよりも、低い金利による利息であつ

(一) 平成七年五月三十一日に申告書をつたつ事業所得者の予定納税期限は、平成七年六月五日までに申告書の提出を要する。

なお、五月十五日までに申告した者については、予定納税額を納けようとする義務が生ずることになります。

また、申告納税制度がまだ導入されていない巨額所得者は、申告書の提出に当たって、申告書の提出期限である六月五日までに申告書を提出する必要があります。

松云の延滞状の性質となることはあまりない。また、すでにさうなつた時節で申告せられた場合、その申告に未だ延滞の納期課税についてはそのまゝである。

は、男爵等以上の期限満了に申告するに際しては、男爵等に親族等に申請して、期限延滞の指圖を申請することによって、その延滞を認めて、その場合、申告が相

間満了に於ては、延滞を認めない。

[illegible]

「一部損壊」のり災証明書をもって雑損控除の
申告をされるマンション居住者の方へ

この度の大震災により被害を受けたマンションについて雑損控除を受ける場合、
「一部損壊」のり災証明書が発行されていても、マンションの主要構造部に損傷を
受けていない場合には、簡易な計算方法により損害額を計算することはできません。

マンションの主要構造部に損傷があるかどうかについては、皆さんの個々の判断
によるものではなく、管理組合等を通じて依頼した、建設会社など専門家の調査や
診断結果により判断することになります。

(表面)

阪神大震災で被災されたサラリーマンの方へ 還付申告は、3月を過ぎても受け付けています

阪神大震災によりあなたやあなたの扶養親族等が所有する住宅や家財などに被害を受けられた場合は、次の特例のいずれかを選択することにより、平成6年に給与から源泉徴収された所得税の還付を受けることができます。

【災害減免法の特例】

住宅又は家財の半分以上に損害を受け、しかも所得金額が1千万円以下の方は、平成6年分の所得金額に応じて所得税額が全額免除又は一部軽減されます。

(注) 給与所得だけの場合は、年収12,205,264円以下の方が該当します。

【雑損控除の特例】

住宅や家財などの損失額が、原則として所得金額の10%相当額を超える場合には、雑損控除として平成6年分の所得金額から控除されます。

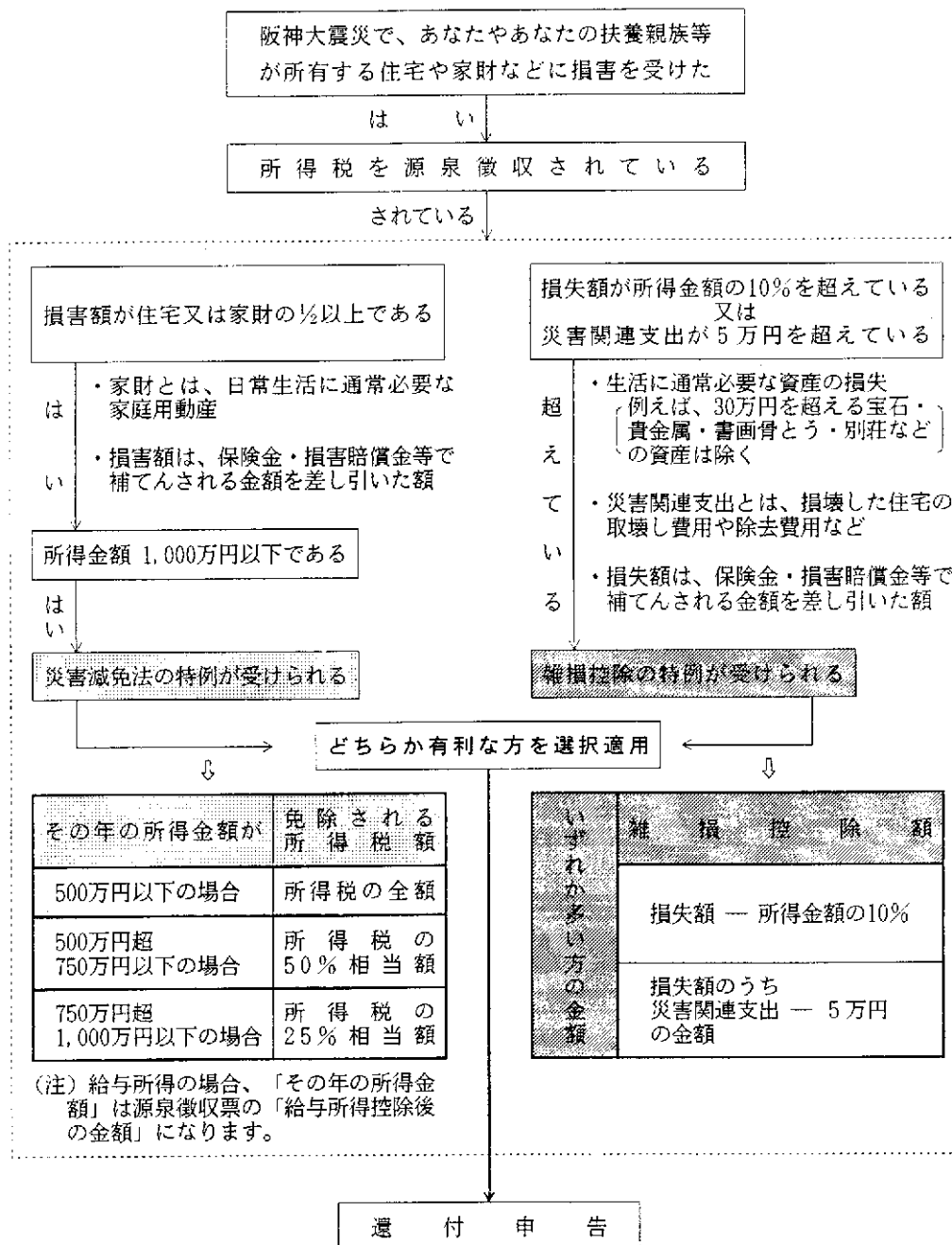
- ※ 申告に当たっては、源泉徴収票をご用意ください。
- ※ 申告書の用紙や説明書は各市町村にも備え付けています。
- ※ 損失額が分からない方は、説明書に記載の簡易な方法で計算できます。
- ※ 還付申告は、郵送で住所地の税務署に提出できます。
- ※ 還付申告の相談会場は、税務署以外の場所でも行っています。
相談会場や日時はポスター等でお知らせしています。

◎ あなたの勤務先の最寄りの税務署でも相談に応じています。

※裏面もご覧下さい

(裏面)

還付申告のできるサラリーマンの方



還付申告は3月を過ぎても受け付けておりますので、
ご都合に合わせて申告してください。

阪神・淡路大震災で被災された方へ

申告相談のご案内

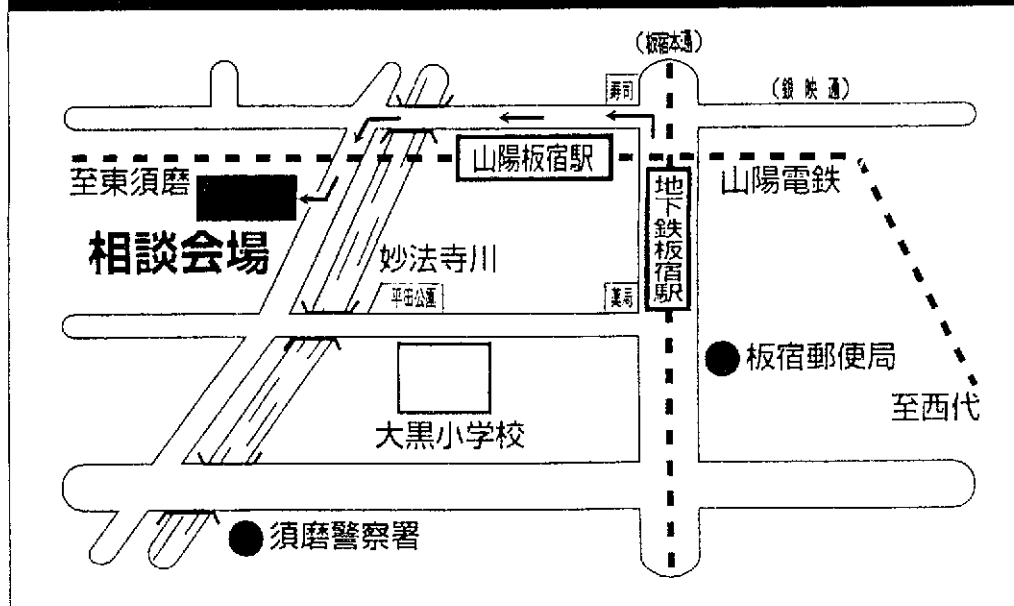
阪神・淡路大震災で被災された方についての申告相談（所得税・消費税）を次の会場で開設しています。お気軽に、お早めにご利用ください。

なお、サラリーマンや年金受給者の方などの一般的な申告相談も受け付けています。

◎ 開設期間 1月16日～3月15日（土・日・祝日を除く）

◎ 相談時間 午前9時～午後5時

板宿センター （山陽電鉄「板宿駅」西側）



○ 会場には駐車場がありませんので、相談会場へは電車又はバスをご利用ください。



この社会あなたの税がいきている

国税局

税務署

3 地方税関係

1. 阪神・淡路大震災で被災された皆様方に心からお見舞い申し上げます。(神戸市・区役所) 一申告・納付などの延長、税の軽減・免除一	408
2. 県税の軽減措置等についてのお知らせ(兵庫県・財務事務所)	409
3. 平成(6・7)年度 市民税・県民税災害減免申請書	413
4. 減免申請書の書き方～家屋の被害により申請する場合～	414
5. 災害を受けた家屋・家財等の明細書	416
6. 阪神・淡路大震災で被災された方へ ～県税の申告・納付等の延長期限のお知らせ～(兵庫県・財務事務所)	418
7. 阪神・淡路大震災により被災した自動車についてのお知らせ(兵庫県)	419
8. 被災状況報告書(被災自動車用)	421
9. 災害等による期限の延長申請書	422
10. 法人事業税に係る申告書の提出期限の延長の承認申請書	423
11. 法人税に係る確定申告書の提出期限の延長の処分等の届出書	424
12. 個人事業税減免申請書	426
13. 個人事業税減免申請書記載例	428
14. 事業用資産の損害額計算表(別紙1)	429

平成 7 年 2 月

阪神・淡路大震災で被災された皆様方
に心からお見舞い申し上げます。

神戸市・区役所

今回の地震災害によって被害を受けられた方については、次のような市税の納期限等の延長、納税の猶予、税額の軽減・免除を受けることができます。

申告・納付などの期限の延長

個人市県民税（4期分）の納期限	……(1/31)	} それぞれ3/31まで延長されます
給与支払報告書の提出期限	……(1/31)	
償却資産の申告期限	……(1/31)	
固定資産税・都市計画税 （4期分）の納期限	……(2/28)	
特別土地保有税（取得分）の納期限	……(2/28)	
個人市県民税の申告期限	……(3/15)	
個人の事業所得税（事業分）の納期限	……(3/15)	

個人市県民税の軽減・免除

1. 家屋・家財などの損害額、又は、災害関連支出が一定金額を超えた方は雑損控除として、その超えた額が課税対象額から控除されます。
2. 家屋や家財の2割以上に損害を受け、あわせて所得金額が一定金額以下の方は、所得金額に応じて個人市県民税が全額免除あるいは一部軽減されます。

固定資産税・都市計画税の軽減・免除

埋没、流出等の損害を受けた土地、又は、2割以上の損害を受けた家屋・償却資産を所有している方については、当該損害を受けた資産について、固定資産税・都市計画税が全額免除あるいは一部軽減されます。

納税の猶予の申請

財産に被害を受けたため市税を一時に納付することができない方は損害の程度に応じ、申請により平成7年7月末までの範囲で納税の猶予が受けられます。

御不明の点や詳細についてはお近くの区役所又は市役所税制課にお問い合わせください

東灘区役所 ☎078-841-4131
灘 区役所 ☎078-871-5101
中央区役所 ☎078-232-4411
兵庫区役所 ☎078-511-2111
北 区役所 ☎078-593-1111

長田区役所 ☎078-579-2311
須磨区役所 ☎078-731-4341
垂水区役所 ☎078-708-5151
西 区役所 ☎078-929-0001
神戸市役所税制課
☎078-322-5150, 5158

P.1

県税の軽減措置等についてのお知らせ

－平成7年2月

兵庫県・財務事務所

阪神・淡路大震災で被災された皆様方に謹んでお見舞い申し上げますとともに、1日も早く復旧されますよう、心からお祈り申し上げます。

今回の地震によって被害を受けられた方は、県税について、次のように期限を延長したり、税を減免したりする制度がありますので、遠慮なく最寄りの財務事務所（裏面参照）にご相談ください。

申告・申請・納付等の期限延長について

（１）指定地域に課税地がある方の場合

神戸市、尼崎市、明石市、西宮市、洲本市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、三木市、川西市、津名郡、三原郡西淡町に課税地がある個人または法人の方は、特別の申請を行わなくても平成7年1月17日以降に到来する申告・申請・納付等の期限が延長されました。

なお、延長期限は決定次第お知らせいたします。

（２）指定地域以外に課税地がある方の場合

（１）の地域以外に課税地がある個人または法人の方でも、今回の地震により被害を受けられた場合は、所管の財務事務所長に申請することにより申告・納付等の期限延長を受けることができます。

減 免

地震によって被害を受けられた方が一定の要件を満たす場合には、納期限（自動車税は、災害がやんだ日から60日以内）までに所管の財務事務所長に申請することにより県税の減免を受けることができます。主な内容は次のとおりです。

(1) 個人事業税

ア 地震により事業用資産に2分の1以上の損害を受けた方は、次の割合で減免を受けることができます。

課税標準額	減免割合
500万円以下の部分の額	税額の全額
500万円超750万円以下の部分の額	税額の50パーセント
750万円超1,000万円以下の部分の額	税額の25パーセント

イ 上記ア以外で地震により住宅、家財及び事業用資産を合わせて2分の1以上の損害を受けた方は、課税標準額が500万円以下の部分の額については税額全額の減免を受けることができます。

(2) 不動産取得税

ア 不動産を取得後、不動産取得税の納期限までに地震により滅失または損壊した場合、滅失または損壊した不動産の価格（固定資産評価価格）に下表の減免割合を乗じた額に税率を乗じて得た額の減免を受けることができます。

イ 地震により滅失または損壊した不動産に代わる不動産を3年以内に取得された場合、滅失または損壊した不動産の価格（固定資産評価価格）に下表の減免割合を乗じた額に税率を乗じて得た額の減免を受けることができます。

※家屋

災害の程度	減免割合
全壊または復旧不能	100パーセント
10分の6以上の価値を減じたとき	80パーセント
10分の4以上10分の6未満の価値を減じたとき	60パーセント

なお、全壊または復旧不能の場合以外でも、損壊した家屋を取り壊し、それに代わる不動産を取得された場合は、災害の程度にかかわらず、減免割合を100パーセントとします。

P.3

※土地

災 害 の 程 度		減 免 割 合
被災面積または被災価格が当該土地の面積または価格の	10分の7以上	100パーセント
	10分の5以上	80パーセント
	10分の7未満	
	10分の3以上	60パーセント
	10分の5未満	

(3) 自動車税

地震により原動機等が損壊し、自動車が運行不能となった場合は、申請により、6年度分の自動車税のうち、運行不能期間中の月数に応じて月割で算出した税額の減免を受けることができます（4月以降も運行不能の状態が続いている場合は、平成7年度分の自動車税についても減免の対象となる場合があります。）。

(4) 自動車取得税

地震により滅失・解体した自動車の代替自動車を災害がやんだ日から1年を経過する日までに取得された方は、滅失・解体した自動車の被害直前の通常の取引価格に相当する額に税率を乗じて得た額の減免を受けることができます。

徴収不能額等の還付または納入義務の免除

特別地方消費税及び軽油引取税については、今回の地震により特別徴収義務者の方が納税者から税を受け取ることが出来なくなった場合または既に徴収した税額を地震により失った場合は、申請により、その事実が確認された税額相当分について税が既に納入されているときは税額が還付され、税がまだ納入されていないときは納入義務が免除されます。

徴収の猶予

地震によって被害を受けたために県税を納付することが出来ない方は、申請により1年以内（事情によっては更に1年）の範囲で徴収の猶予が受けられます。

納税証明書交付手数料の減免

地震による被災者の方が県税の納税証明書の交付を受ける場合、交付手数料の減免を受けることができます。

個人県民税の軽減措置等について

ア 住宅、家財などの損害額または災害関連支出が一定金額を超えた方は、雑損控除としてその超えた額が課税対象から控除されます。

なお、この措置は、平成7年中の所得（平成8年度課税分）に適用されるものですが、選択することにより、平成6年中の所得（平成7年度課税分）について適用することができるという特例が設けられています。

イ 上記アの適用のほか、住宅や家財に一定割合以上の損害を受け、しかも所得金額が一定金額以下の方は、各市町において、所得金額に応じて住民税が減免される場合があります。

なお、個人県民税は、各市町において個人市町民税と併せて賦課徴収されますので、具体的な取扱いについては、お住まいの市・区役所または町役場へお問い合わせください。

☆ 詳細については、お気軽に最寄りの財務事務所までお問い合わせください。

神戸財務事務所	☎078-361-8505	加古川財務事務所	☎0794-21-1101
灘財務事務所	☎078-841-0851	姫路財務事務所	☎0792-81-3001
兵庫財務事務所	☎078-511-2101	竜野財務事務所	☎0791-63-3711
西神戸財務事務所	☎078-735-1331	上郡財務事務所	☎07915-2-5111
尼崎財務事務所	☎06-481-7641	豊岡財務事務所	☎0796-23-1001
西宮財務事務所	☎0798-23-7788	和田山財務事務所	☎0796-72-3151
明石財務事務所	☎078-917-1122	柏原財務事務所	☎0795-72-0500
伊丹財務事務所	☎0727-83-1231	洲本財務事務所	☎0799-22-3541
社財務事務所	☎0795-42-5111		

平成(6・7)年度 市民税・県民税災害減免申請書	
神戸市 区長様 平成 年 月 日	区役所欄 特徴義務者番号 区 整理番号
住所 〒	
フリガナ 賦課を受けた方の氏名 印	
連絡先 (上記住所と同じ場合、記入は不要です。) ☎	
損害の状況で、該当する項目に□をしてください。	
所有する家屋又は 居住する家屋が ⇒	☐ 全壊(焼) ☐ 半壊(焼) り災証明書(有 無)
所有する家財又は 商品が ⇒	☐ 損害の程度が5割以上 ☐ 損害の程度が3割以上5割未満 「災害を受けた家屋・家財等の明細書」を添付してください。
住所以外で所有する 事務所等で商品等の 損害が5割以上に ⇒	☐ 該当する ☐ 該当しない 「災害を受けた家屋・家財等の明細書」を添付してください。
災害が直接の原因で ⇒	☐ 死 亡 ☐ 障害者に該当
この欄以下は、記入しないでください。	
合計所得金額	円 減 免 割 合 %
減 免 該 当	☐ 6年度: 4期分・月随時分(過・現)・特別徴収分 ☐ 7年度: 当年分・月随時分(過・現)
備 考	
	処理欄 6年度 7年度

太枠内に記入してください

キーリートリー線
 ▷還付金が生じた場合には、下記の口座に振込みをお願いします。
 *口座振替で前納された方は、その口座へ還付金を振込みます。

〔あなた名義の口座に限ります。〕 第三者の口座へ振込みを希望される方は、管理係へ

口座振替依頼書	フリガナ
	氏 名 印
	銀行・農協 信用 金庫 信 用 組 合
振 込 先	普通 口座番号 支店 当座 No.
特徴番号	区 整理番号

太枠内に記入してください

減免申請書の書き方

— 家屋の被害により申請する場合 —

平成6年1月1日現在又は
平成7年1月1日現在の住
所を記入してください。

市県民税の減免を受けよう
とする者の氏名(7桁)を記
入し、押印してください。

現在の住所(避難先等)が
上記の住所と違う場合に記
入してください。

損害状況で、該当する項目
に○をしてください。

還付金が生じた場合に振
込みを希望される、あなた
名義の金融機関(郵便局を
除く)の口座番号等を記入
してください。

平成(6・7)年度 市県民税・県民税災害減免申請書

受付印

神戸市中央区長 区民税課
平成7年3月27日

特徴番号 区 整理番号

住所 神戸市中央区加納町6-5-1

フリガナ コウベタロウ

申請を受けた方の氏名 神戸太郎

連絡先 (上記住所と同じ場合、記入は不要です。)

※被害の状況で、該当する項目に○をしてください。*

所有する家屋又は
居住する家屋が ☐ 全壊(焼) ☒ 半壊(焼)

所有する家財又は
商品が ☐ 損害の程度が5割以上 ☐ 損害の程度が5割以上5割未満

住所以外で所有する
事務所等で商品等の
搬送が5割以上に ☐ 該当する ☐ 該当しない

災害が直接の原因で ☐ 死亡 ☐ 障害者に該当

※この欄以下は、記入しないでください。*

合計所得金額 円 減免割合 %

減免該当 ☐ 6年度: 4期分・月随時分(通・現)・特別徴収分
☐ 7年度: 当年分・月随時分(通・現)

備考

還付金 6年度 7年度

※還付金が生じた場合には、下記の口座に振込みをお願いします。
※口座番号で前納された方は、その口座へ還付金を振込みます。

【あなた名義の口座に限りります。】※3番の口座へ振込みを希望される方は、管理課へ

口座振替依頼書

振込先 三井 神戸支店

氏名 神戸太郎

フリガナ コウベタロウ

口座番号 1234567

特徴番号 区 整理番号

り災証明書

◎太く部分をご記入ください。

住所(現在の住所先を記載してください) ☎(078)331-8181

申請者 神戸市中央区加納町6-5-1

氏名(り災者と同じ場合は記載不要です。) 男・大 平 12年3月4日生

り災者氏名 フリガナ コウベタロウ

神戸太郎

り災場所等 神戸市中央区加納町6-5-1

□持家 □住宅
□借家 □非住宅

り災程度 ☒ 全壊(5割以上) ☐ 半壊(2割以上5割未満) ☐ 一部倒壊(2割未満)

兵庫県南部地震に伴い生じた「り災」の状況は
上記のとおり相違ないことを証明します。

平成7年3月27日

神戸市中央区長

神戸市
印 区長印

(表面)

— 家財の被害により申請する場合 —

平成（6・7）年度 市民税・県民税災害減免申請書

・所有していた家財の震災後の状況を記入してください。

区役所机関圖 区 整理番号: —

還付金が生じた場合に振り込みを希望される。あなた名義の金融機関（郵便局を除く）の口座番号等を記入してください

注) 太神内の「被立御前に所拜していたもの」欄には、被立御前に所拜していた書物すべてについて記入してください。
 【品名の例：文具（さんすう・ペッド・食器類・応援ヤット・旗・椅子・雑貨など）、電気製品（テレビ・ビデオ・ステレオ・冷蔵庫・洗濯機・乾衣機・掃除機・冷暖房機など）、日用品（歯ブラシ・コンロ・レンジ・オーブン・歯磨きなど）、衣類、寝具等】

— 災害を受けた家屋・家財等の明細書 —

区役所処理欄 区 整理番号 - -

住 所 (平成7年1月1日現在の住所)													
氏 名		生年月日			明・大・昭・平 年 月 日			災害年月日		平成 年 月 日			
被災状況	被災財産の区分	① 被災直前における価額の合計額			② 損害額の合計額			③ 保険金・共済金・損害賠償金などで補填された金額			④ 差引損害額 (②-③)		損害割合 (④/①)
	家 屋	円			円			円			円		%
	家 財	円			円			円			円		%
	商 品	円			円			円			円		%
被災状況の内訳	① 被災直前に所有していたもの					② ①のうち被災後存在するもの			③ 除去費等の付随費用	④ 損害額 (①-②+③)	損害の程度	備考	
	被災財産の区分	品名または構造	数量	単価	価額	数量	単価	価額					

注) 太枠内の『①被災直前に所有していたもの』欄には、被災直前に所有していた資産すべてについて記入してください。
 【品名の例：家具(たんす・ベッド・食器棚・応接セット・机・椅子・鏡台など)、電気製品(テレビ・ビデオ・ステレオ・冷蔵庫・洗濯機・乾燥機・掃除機・冷暖房機など)、台所用品(湯沸器・コンロ・レンジ・オープン・食器など)、衣類、寝具等】

(表面)

書 き か た

▷この明細書は以下のことに注意して記入してください。

1. 雑損控除を受けようとする人は、被災直前に所有していた資産（たな卸資産、事業の用に供する固定資産、事業に係る繰延資産及び山林並びに生活に通常必要でない資産以外の資産をいいます。）のすべて及び損害を受けた資産のすべてについて記入してください。

2. 各欄の記入については、次に注意してください。

(1) 「被災状況」欄

この欄には、まず、次の(2)「被災状況の内訳」欄で、個々の損害などを計算した上、次により記入してください。

ア 「①被災直前における価額の合計額」欄及び「②損害額の合計額」欄には、次の(2)「被災状況の内訳」欄の「①被災直前に所有していたもの」欄及び「④損害額（①－②＋③）」欄からその被災財産の区分（家屋、家財等の区分）ごとの合計額に記入してください。

イ 「③保険金、損害賠償金等で補填された金額」欄には、保険金や損害賠償金などの支払を受けるものがある場合に、その支払を受ける金額がその対象となった被災財産の区分ごとに判明するときは、その被災財産の区分ごとに、被災財産の区分ごとに判明しないときは、被災財産の被害額等により配分したところにより記入してください。

なお、その明細（支払者ごとの名称、支払を受ける金額、保険の契約金額など）については、この用紙の右余白に記入するかまたは適宜の別紙に記入し添付してください。

(2) 「被災状況の内訳」欄

この欄には、損害を受けた資産について、できるだけ細分して、次により記入してください。

ア 「①被災直前に所有していたもの」欄の「被災財産の区分」欄には、被災財産の区分を家屋、家財、商品などのように記入してください。

イ 「②①のうち被災後存在するもの」欄には、災害により資産が滅失したものについては、「0」と記入してください。

ウ 「③除去費等の付随費用」欄には、災害により滅失、損壊した資産の除去費の費用や災害のやんだ日の翌日から1年以内に支出した復旧費等災害に関連した付随費用を記入してください。

エ 「①被災直前に所有していたもの」欄及び「②①のうち被災後存在するもの」欄の「単価」及び「価額」欄には、次により記入してください。

a 家屋、家財、商品その他雑損控除の対象となる資産に損害を受けた場合・・・

家屋や家財などの被災直前の時価で計算します。

オ 「損害の程度」欄には、例えば全焼、半焼、水損、全壊、半壊及び一部破損などと記入してください。

カ 「備考」欄には、被害を受けた資産の所在地（場所）が住所と異なるものについて、その資産の所在地（場所）など参考となる事項を記入してください。

阪神・淡路大震災で被災された方へ

県税の申告・納付等の延長期限のお知らせ

兵庫県・財務事務所

○ 指定地域に課税地がある方

【指定地域】

神戸市、尼崎市、明石市、西宮市、洲本市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、三木市、川西市、津名町、淡路町、北淡町、(津名郡)一宮町、五色町、東浦町、西淡町

個人事業税、法人県民税・事業税、不動産取得税、特別地方消費税などの申告・申請・納付等

延長期限 平成7年5月31日

ただし、震災により被害を受け上記期限までに申告等ができない方は、個別に財務事務所に申請していただくことによって、さらに期限延長の措置を受けることができます。

なお、個人事業税の申告(平成6年分所得の申告等)については、震災により被害を受け相当の期間申告ができない場合は、

平成8年3月15日 まで期限延長を受けることができます。

○ 指定地域以外に課税地がある方で被災された方

指定地域以外の方で、震災により被害を受け期限までに申告等ができない場合は、個別に財務事務所に申請していただくことによって、期限延長の措置を受けることができます。

※個人県民税は、個人市町民税と併せて賦課徴収されますので、その取扱いについては、お住まいの市・区役所又は町役場へお問い合わせください。

☆詳しくは、最寄りの財務事務所にお尋ねください。

神戸財務事務所	☎078-361-8500	加古川財務事務所	☎0794-21-1101
灘財務事務所	☎078-841-0851	姫路財務事務所	☎0792-81-3001
兵庫財務事務所	☎078-511-2101	竜野財務事務所	☎0791-63-3711
西神戸財務事務所	☎078-735-1331	上郡財務事務所	☎07915-2-5111
尼崎財務事務所	☎06-481-7641	豊岡財務事務所	☎0796-23-1001
西宮財務事務所	☎0798-23-7788	和田山財務事務所	☎0796-72-3151
明石財務事務所	☎078-917-1122	柏原財務事務所	☎0795-72-0500
伊丹財務事務所	☎0727-83-1231	洲本財務事務所	☎0799-22-3541
社財務事務所	☎0795-42-5111		

(表面)

阪神・淡路大震災により被災した自動車についてのお知らせ

阪神・淡路大震災により被災されました皆様方には
心からお見舞い申し上げます。

今回の地震により被害を受けられた方には、自動車税及び自動車取得税について、次のような税の減免（減額）、徴収の猶予等の特例措置があります（詳しくは、裏面の財務事務所までお問い合わせください。）。

◎自動車税の減免（減額）について

1 修理を必要とする場合

運行できない期間が16日以上であれば月割計算により自動車税が減免されます。

- ・原動機等が損壊し、運行できない自動車を修理する場合については、災害を受けた日から修理が完了するまでの期間が対象となります。
- ・運行に支障がない自動車を修理する場合については、その修理期間が対象となります。

<提出書類>

- ・減免申請書及び被災状況報告書（様式は財務事務所にあります。）
- ・「自動車修理見積書」及び「自動車修理完了報告書（様式は財務事務所にあります。）」

<申請期限> 平成7年7月31日

2 滅失・解体した場合

平成7年1月分から自動車税が減額されます。

<提出書類>

- ・被災状況報告書（様式は財務事務所にあります。）
- ・抹消登録証明書（登録事項等証明書）の写し

なお、被災により抹消登録に必要な書類等がそろわないために抹消登録証明書（登録事項等証明書）の写しが提出できない場合は、解体証明書または滅失の事実が確認できる写真等を提出してください。

<申請期限> 平成8年5月31日

3 被災したビル等に関じ込められ、自動車を運行することができない場合

平成7年1月分から自動車税が減額されます。

<提出書類>

- ・被災状況報告書（様式は財務事務所にあります。）
- ・駐車場ビル等に係る「り（被）災証明書」の写しまたは運行できない状況が確認できる写真等

<申請期限> 平成8年5月31日

兵 庫 県

(裏面)

◎自動車取得税の減免について

被災により滅失・解体した自動車の代替車を平成8年5月31日までに取得された場合は滅失・解体した自動車の被害直前の通常の取得価額に相当する額に税率を乗じて得た額が減免されます。

<提出書類>

- ・減免申請書及び被災状況報告書(様式は財務事務所にあります。)
- ・(自動車)

抹消登録証明書(登録事項等証明書)の写しまたは解体証明書若しくは滅失の事実が確認できる写真等

- ・(軽自動車)

自動車検査証返納証明書の写し及び解体証明書等滅失の事実が確認できる書類

◎徴収の猶予

被災により自動車税を納付することができない場合は、申請により1年以内の範囲で徴収の猶予が受けられます。

転居された方へお願い

新住所を必ず管轄の財務事務所までご連絡ください。

【自動車税の減免(減額)等についてのお問い合わせ先】

下記、財務事務所の自動車税担当課へお問い合わせ・ご相談ください。

財務事務所	郵便番号	所在地	電話	管轄区域
神戸	660	神戸市中央区下山手通5丁目10番1号(兵庫県庁第1号館8階)	(078)361-8530	神戸市中央区
灘	657	神戸市灘区八幡町2丁目1番1号	(078)841-0851	神戸市東灘区 灘区
兵庫	652	神戸市兵庫区東山町3丁目1番4号	(078)511-2101	神戸市兵庫区 北区
西神戸	653	神戸市長田区浪松町3丁目2番5号	(078)735-1331	神戸市長田区 須磨区 垂水区 西区
尼崎	660	尼崎市東灘波町5丁目21番8号	(06)481-7641	尼崎市
西宮	662	西宮市榎原町2番28号	(0798)23-7788	西宮市 宝塚市
明石	673	明石市本町2丁目3番30号	(078)917-1122	明石市 三木市 美郷郡
伊丹	664	伊丹市千博1丁目51番地	(0727)83-1231	伊丹市 川西市 三田市
社	673-14	加東郡社町社字西種1075-2	(0795)43-5111	川辺郡 西脇市 加西市 加東郡 多可郡
加古川	675	加古川市加古川町寺家町天神木97-1	(0794)21-1101	加古川市 高砂市 加古郡
姫路	670	姫路市北条字中道60	(0792)81-3001	姫路市 飾磨郡 神崎郡
竜野	679-14	龍野市龍野町富永字田井屋和1311-3	(0791)63-3711	龍野市 揖保郡 赤穂郡
上郡	678-12	赤穂郡上郡町上郡字丸尾上ミ500-5	(07915)2-5111	相生市 赤穂郡
豊岡	668	豊岡市幸町7番11号	(0796)23-1001	佐用郡 豊岡市 城崎郡 出石郡
和田山	669-52	朝来郡和田山町東谷字山の下213-96	(0796)72-3151	美方郡 朝来郡
柏原	669-33	水上郡柏原町柏原688	(0795)72-0500	水上郡 多紀郡
洲本	656	洲本市塩屋2丁目4番5号	(0799)22-3541	洲本市 津名郡 三原郡

【自動車取得税の減免等についてのお問い合わせ先】

下記、財務事務所の自動車取得税審査担当へお問い合わせ・ご相談ください。

(自動車)			
灘財務事務所自動車取得税審査担当	658	神戸市東灘区魚崎浜町33	(078)441-0305
姫路財務事務所自動車取得税審査担当	672	姫路市白浜町甲	(0792)45-2541
(軽自動車)			
西神戸財務事務所自動車取得税審査担当	652-21	神戸市西区玉津町居住字孫田67-1	(078)927-7700
姫路財務事務所自動車取得税審査担当	672	姫路市白浜町字宇佐崎南2-2	(0792)46-3695

自動車の登録(新規、移転、変更及び抹消登録)についてのお問い合わせ・ご相談は

兵庫陸運支局	〒658	神戸市東灘区魚崎浜町34-2	☎(078)453-1100-1
姫路自動車検査登録事務所	〒672	姫路市白浜町甲	☎(0792)45-0781
軽自動車検査協会兵庫事務所	〒651-21	神戸市西区玉津町居住字孫田67-1	☎(078)927-3648
軽自動車検査協会兵庫事務所姫路支所	〒672	姫路市白浜町字宇佐崎南2-2	☎(0792)46-1797

(別紙様式1)

被災状況報告書

平成 年 月 日

兵庫県 財務事務所長 様

住所

氏名

電話 () - 番

下記の自動車について、次のとおり報告します。

被災自動車	登録番号			車名	
	用途	自家用・営業用	乗用車・貨客兼用車・トラック・その他		
	自動車税納税義務者			所有者	
	被災場所				
	抹消登録日	平成 年 月 日			
	解体・滅失	平成 年 月 日			
	修理期間(現在修理中の場合は予定期間)	平成 年 月 日～平成 年 月 日			
	被災状況				
	損傷状況				
	代替自動車	登録番号			車名
	用途	自家用・営業用	乗用車・貨客兼用車・トラック・その他		
	取得者				
	取得年月日	平成 年 月 日			
	その他				

※ 代替自動車の欄は、自動車取得税の減免を受ける場合に記入してください。



災害等による期限の延長申請書

年 月 日

兵庫県 財務事務所長 殿

住 所
(所在地) _____

氏 名
(名 姓) _____ ⑩

電 話 () - 番

兵庫県税条例第 11 条の 2 の規定により、次のとおり期限の延長の申請をします。

期限の延長を必要とする税目	
期限の延長を必要とする行為及びその期限	期 限 年 月 日
災害等がやんだ日 年 月 日	指定を受けようとする日 年 月 日
期限の延長を必要とする理由	

⑩調査の結果、次の理由により期限の延長を承認します。 承認 なお、決裁のうえは申請者あてに承認通知書を発行します。 承認 不承認をする場合の理由	決 算 第 号 (承認)
	決 算 年 月 日
	通 知 第 号 年 月 日
	納税状況通知表訂正 ⑪
延長承認する期限 (理由のやんだ日から 2 か月以内)	年 月 日
証 明 書 ○適 正 ○不適正	

- ⑪注意 1 災害等にあったことを証明するに足りる書類を添付してください。
2 捺印欄は記入しないでください。

課長	所長	副所長	課長	課長補佐 (税務主任)	担当
決裁					

※処理事項	審 査	収 税	管 理

税 21002

納税者採用

法人事業税に係る申告書の提出期限
の延長の承認申請書(一)
(災害等による場合の申請書)

法人番号

—

第十三号様式

受付印

平成 年 月 日

添
処
理
事
項

発信 年 月 日

郵便官署消印 確認印

兵庫県

財務事務所長様

所在地及び電話番号

〒□□□□-□□

(局 番)

(ふりがな)
法人名(ふりがな)
代表者氏名印

印

経理責任者氏名印

印

資本の金額又は出資金額

円

昭和 年 月 日から

平成 年 月 日まで

の事業年度分の法人事業税の申告書の提出

期限を延長したいので申請します。

1 申告書の提出期限の延長の指定を受けようとする日

平成 年 月 日

2 申告書の提出期限までに決算が確定しない理由及び指定を受けようとする

日までその提出期限の延長を必要とする理由

税 52102 (3.4)

(表面)

法人税に係る確定申告書の提出期限 の延長の処分等の届出書

区役所 受付印	平成 年 月 日	本店所在地	〒
		区内の主たる 事務所事業所 寮等の所在地	神戸市 区 (電話 局 番)
		フリガナ 法人名	
		代表者氏名印	印
		神戸市 区長様	経理責任者 氏名印
		資本の金額 又は出資金額	円
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで の事業年度分から法人税の確定申告書の			
提出期限の延長については			
☐ 下記のとおり延長の処分があった ☐ 下記のとおり指定に係る月数が変更された ☐ その延長の処分が取消された ☐ その適用を受けることをやめた			
ので届け出ます			
記			
(確定申告書の提出期限の延長期間) _____ 月間			
(変更後の指定に係る月数) _____ 月間			

4. 7 (市法 38)

(裏面)

記載心得

- 1 この届出書は、法人税法第75条の2第1項（同法第145条において準用する場合を含む。2において同じ。）の規定により法人税の確定申告書の提出期限が延長された場合（同法第75条の2第6項（同法第145条において準用する場合を含む。）において準用する同法第75条第5項の規定により当該提出期限の延長がされたものとみなされた場合を含む。2において同じ。）、同法第75条の2第3項（同法第145条において準用する場合を含む。2において同じ。）の規定により当該申告書の提出期限の延長の処分についての取消し若しくは変更の処分があった場合又は同法第75条の2第5項（同法第145条において準用する場合を含む。2において同じ。）の規定により同項の届出書を提出した場合に使用してください。

- 2 この届出書は、法人税法第75条の2第1項の規定により確定申告書の提出期限が延長された場合には、当該申告書の提出期限の延長の処分があった日の属する事業年度終了の日から22日以内に、同法第75条の2第3項の規定により当該申告書の提出期限の延長の処分についての取消又は変更の処分があった場合には、その取消し又は変更の処分があった日の属する事業年度終了の日から22日以内に、同法第75条の2第5項の規定により同項の届出書を提出した場合には、その届出書を提出した日の属する事業年度終了の日から22日以内に、2通を提出してください。

- 3 様式中四段書きとなっている箇所については、届出の内容によって該当する事由に ☒ してください。

(表面)

(整理番号)

受 付 印

個人事業税減免申請書

平成 年 月 日

兵庫県

財務事務所長 様

申請者

住 所

氏 名

印

電 話 局 番

兵庫県税条例第45条第2項の規定により、個人事業税の減免を申請します。

年 度	平成 年度	課 税 標 準 額	円			
期 別	期分・随時分	税 額	円			
課 税 番 号	号	納 期 限	平成 年 月 日			
事 業 の 種 類	業	事 業 の 期 間	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで			
減免を必要とする理由						
自 宅、借 家 の 区 分		1. 自 分 の 持 家		2. 借 家		
同 居 親 族 等 の 状 況	氏 名	続 柄	生 年 月 日	年 齢	所得の種類	所得金額 備 考 円
			・	・		
			・	・		
			・	・		
			・	・		
			・	・		
			・	・		
			・	・		
税 務 署 で 認 め ら れ た 各 種 控 除 等						
雑 損 控 除 円	医 療 費 控 除 円	扶 養 控 除 円	障害者・老年者 寡 婦 控 除 円	勤労学生控除 円	災害減免による 減 免 税 額 円	

◎ 該当事項は必ず記載してください。

- 御注意 1. リ災証明(写)等、減免理由を説明するに足る書類を添付してください。
2. 自宅借家の区分欄は、該当する方を○で囲んでください。
なお、事業所の所在地と住所が異なる場合は、住所地の住居について記載してください。
3. 災害による場合は、損害の状況を裏面に記載してください。

税 53013

(裏面)

災害による損害状況

被災年月日	平成 年 月 日		被災物件の所在地又は被災地					
資産区分	資産の名称	所有者	被害の程度	資産等の額 (A)	損害金額 (B)	保険金等により補てんされるべき額 (C)	(B) (C) (D)	(D) (A) × 100
				円	円	円		
事業用資産								
	計						円	%
非事業用資産								
	計							
その他参考事項								

御注意 「非事業用資産」には、申請者及び扶養親族の所有する住宅又は家財等直接事業の用に供する資産以外の資産を記入してください。

< 記載例 表面 >

(整理番号)

受付印

個人事業税減免申請書

平成 7 年 月 日

申請者

住 所 神戸市兵庫区東山町3-1-4

氏 名 兵庫 一郎 ①

電話 511 局 2101 番

兵庫県 兵庫財務事務所長様

兵庫県税条例第45条第2項の規定により、個人事業税の減免を申請します。

年 度	平成 7 年度	課税標準額	5,000,000 円
期 別	定 期 分・臨時分	税 額	250,000 円
課 税 番 号	12345 号	納 期 限	平成 7 年 10 月 2 日
事業の種類	建築業	事業の期間	平成 6 年 1 月 1 日から 平成 6 年 12 月 31 日まで

減免を必要とする理由

阪神・淡路大震災により事業所の建物が全壊した。

自宅、借家の区分 同居親族等の状況	1. 自分の持家		2. 借家	
	氏名	住所	生年月日	年齢
扶養等で認められた各種免除等				
雑損控除円	医療費控除円	扶養控除円	障害者・高齢者・障害基礎年金除円	勤労学生除円
				災害減免による課税免除額円

- 御 注 意
1. 減免理由を説明するに足る書類を添付してください。
 2. 自宅借家の区分等は、該当する方を○で囲んでください。
なお、事業所の所在地と住所が異なる場合は、住所地の住居について記載してください。
 3. 災害による場合は、被害の状況を裏面に記載してください。

◎該事項は必ず記載してください

< 記載例 裏面 >

災害による損害状況

被災 年月日	平成 7 年 1 月 17 日		被災物件の所在 地又は被災地		神戸市兵庫区東山町 3-1-4			
資産 区分	資産の 名称	所有者	被害の程度	資産等 の価額 (A)	損害金額 (B)	保険金等 により補てん されるべき 額 (C)	(B) - (C)	$\frac{(D)}{(A)} \times 100$ (D)
事業用 資産	事務所 店舗		全壊 一部損壊	円 95,000 50,000	円 95,000 10,000	円 0 0		
	計			円 145,000	円 105,000	円 0	円 105,000	% 72.4
非 事業用 資産								
	計							
その他参考事項								
り災証明書及び写真 添付								

御 注 意 「非事業用資産」には、申請者及び扶養親族の所有する住宅又は家財等直接事業の用に供する資産以外の資産を記入してください。

(別紙1)

事業用資産の損害額計算書 (家屋等が2以上ある場合)

事務所・事業所等	所在地	土地の価額 〔固定資産評価額〕(1)	建物の価額 〔固定資産評価額〕(2)	言十 (3)〔(1)+(2)〕	被害割合 (4)	被害金額 (5)〔(3)×(4)〕	災害に關連するやむを得ない支出(6)	保険金等により補填されるべき額(7)	損害額合計 (5)+(6)-(7)	備考
合 計				①				②		

◎その他の事業用資産

資産の区分	取得価額(取得価格)	損害額 7	災害に關連するやむを得ない支出 イ	損害額合計 (7+イ-ロ)
固定資産(土地、建物除く)				
棚卸資産				
言十	ニ			オ

価 格 A〔①+エ〕	損 害 額 B〔②+オ〕	損害割合 (B/A×100) % (50%以上の場合のみ)